

第4期調布市障害福祉計画

—調布市障害者総合計画—

(平成27年度～平成29年度)

平成27年3月

調布市

※ 表紙の挿絵は、調布市で生活する高次脳機能障害のある方が描いたものです。

この計画書の巻末には、SPコードを付した本計画の概要版を綴じ込んでいます。
SPコードとは、1.8センチメートル角のコードを専用の読取機が音声に変換し、文章内容を読み上げるものです。

はじめに



障害者自立支援法（現：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）が平成18年4月に施行されてから、間もなく10年目を迎えようとしています。この9年間、障害者福祉分野を取り巻く環境は著しく変化してきました。

調布市では、平成24年3月に定めた「調布市障害者総合計画（平成24年度～平成29年度）」の一部である「第3期調布市障害福祉計画（平成24年度～平成26年度）」が、平成26年度で満了を迎えます。この間、「その人らしい自立した生活の充実」を障害者施策推進の基本的考え方に据え、一人ひとりが地域で生活するために必要な支援を提供できるよう施策展開を図ってまいりました。

今回の計画改定におきましても、国や東京都の計画に関する指針を踏まえながら、障害のある方へのニーズ調査等をもとに、市の実情に応じた福祉サービスの提供体制を確保する方策を盛り込んだ計画を取りまとめました。内容の検討にあたり、学識経験者、障害福祉サービス事業者、当事者、市民公募委員等で構成される第4期調布市障害福祉計画作成委員会を設置し、熱心な御審議をいただきましたことに、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

本計画に定める障害福祉サービス等の提供体制のみならず、今後も平成28年4月に施行予定である障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）への対応等、障害者福祉分野の課題は山積しております。

調布市では、障害のある方が地域で自立した生活をするために必要な支援が提供できるよう、そして障害の有無に関わらず市民全体が、互いの人格と個性を尊重しあう社会を構築していくために、今後も施策を展開してまいります。今後とも市民の皆様への御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年3月

調布市長 長友貴樹

< 目 次 >

第1章 計画作成の趣旨	2
1 計画作成の背景	2
2 計画の性格	4
第2章 計画の理念・基本的考え方	7
1 障害者施策の理念	7
2 障害者施策推進の基本的考え方	8
3 施策体系	9
第3章 障害福祉サービス等の見込み量・目標値	11
1 訪問系サービス	12
2 日中活動系サービス（福祉施設等から一般就労への移行等に係る目標値）	16
3 居住系サービス（福祉施設の入所者の地域生活への移行に係る目標値）	24
4 相談支援	29
5 児童通所サービス	33
6 地域生活支援拠点の整備	36
第4章 地域生活支援事業の見込み量	38
1 必須事業	39
2 任意事業	53
第5章 計画の推進	56
1 計画の進行管理	56
2 計画の推進体制（重点事業）	57
あとがき	63
資料	64

第1章 計画作成の趣旨

1 計画作成の背景

(1) 調布市における障害者支援の計画的取組

調布市では、「利用者本位」「当事者の視点の重視」を基調に、この調布で、障害のある方が「その人らしい自立した生活の充実」を展開していけるよう、障害のある方の地域生活支援に、総合的・計画的に取り組んできました。

- 「はーとふるぷらんちょうふ」（平成13年度～平成17年度）
- 「調布市障害者計画」（平成18年度～平成23年度）
- 「第1期調布市障害福祉計画」（平成18年度～平成20年度）
- 「第2期調布市障害福祉計画」（平成21年度～平成23年度）
- 「調布市障害者総合計画」（調布市障害者計画・第3期調布市障害福祉計画）
（平成24年度～平成29年度）

現在は、平成24年3月に策定した「調布市障害者総合計画」（平成24年度～平成29年度）の計画期間中となります。

(2) 障害者福祉制度改革の動向

他方、近年、国において障害者福祉の制度改革が進められており、頻繁な制度改革が現在も続いています。

平成23年8月	「障害者基本法」の改正
平成24年4月	「障害者自立支援法」「児童福祉法」の改正 (相談支援の強化, 障害児支援の強化)
平成24年10月	「障害者虐待防止法」(障害者虐待の防止, 障害者の養護者に対する支援等に関する法律)の施行
平成25年4月	「障害者自立支援法」の「障害者総合支援法」(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)への改正(難病患者等の対象への追加, 「障害支援区分」の創設, 「重度訪問介護」の対象拡大など)
平成25年4月	「障害者優先調達推進法」(国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律)の施行
平成25年6月	「障害者差別解消法」(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律) ^(※1) の成立(平成28年4月施行)
平成26年1月	「障害者の権利に関する条約」 ^(※2) の批准
平成27年1月	「難病法」(難病の患者に対する医療等に関する法律)の施行

調布市では、国の制度改革が進む中でも、改めて、調布市の実情や社会の変化等も踏まえつつ、市民の誰もが「この調布で暮らして良かった」と実感できる地域づくりをめざしています。

(※1)(※2)「障害者差別解消法」及び「障害者の権利に関する条約」については、詳細を P.62 に掲載しています。

2 計画の性格

(1) 計画の位置づけ

市町村にて定める障害者福祉に関する計画は、以下の2つの計画があります。現行の「調布市障害者総合計画」はこの2つの計画を一体化して策定しています。

本計画は、このうち「障害福祉計画」部分について新たな計画を定めるものです。

障害者計画 (障害者基本法)	市の障害者のための施策全般に関する基本的な計画 (計画期間：6年)
障害福祉計画 (障害者総合支援法)	市の障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(計画期間：3年)

調布市では、「第4期調布市障害福祉計画」の作成を、「調布市障害者総合計画」(平成24年度～平成29年度)の部分改定として実施するとともに、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」として位置づけます。

(2) 計画の期間

計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。平成29年度末には、「調布市障害者総合計画」全体も終了となるため、新たな一体化した計画を策定することとなります。

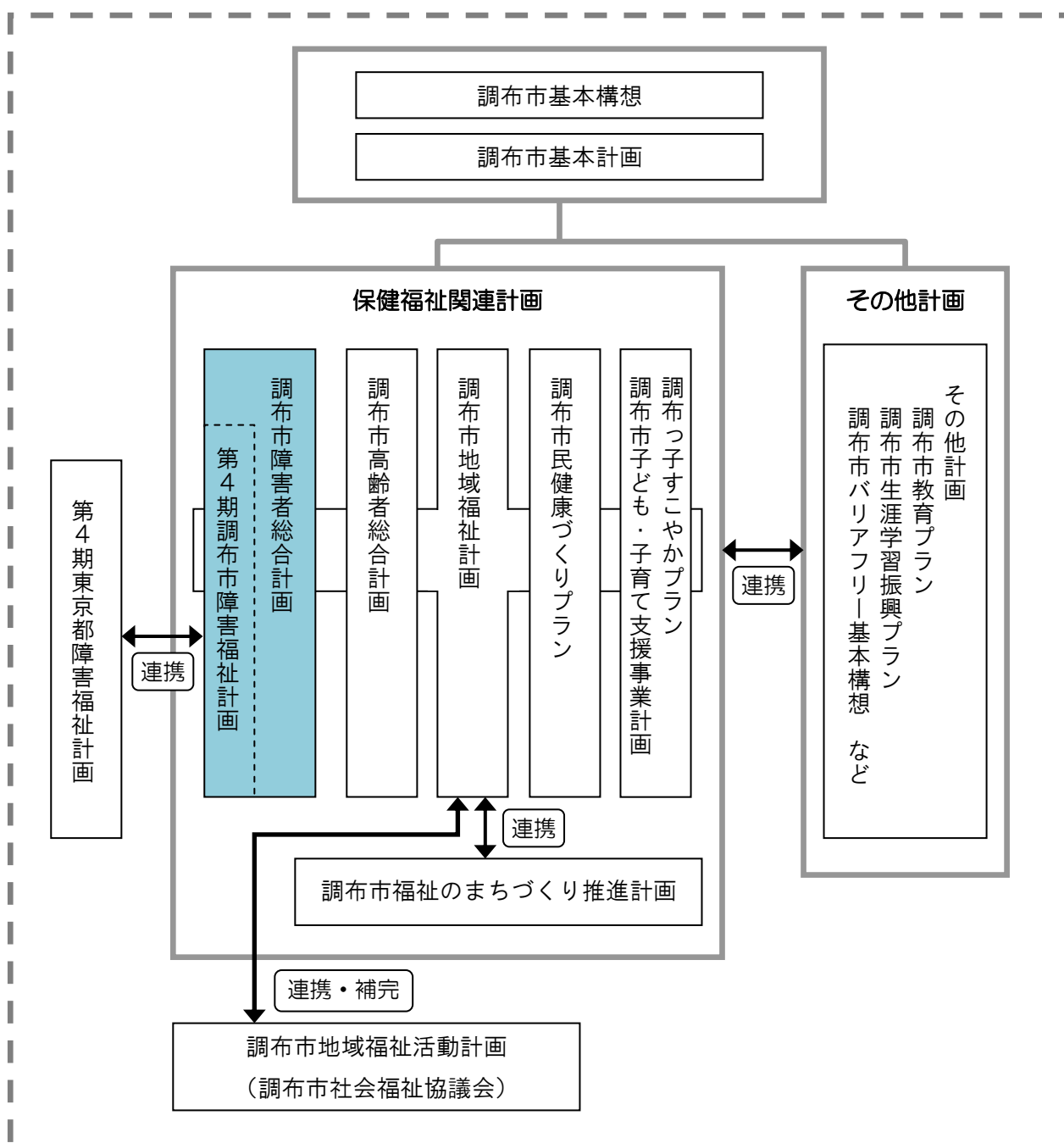
年度（平成）	障害者計画	障害福祉計画	障害者福祉制度の変遷
13年度	はーとふる ぷらん ちょうふ		
14年度			
15年度			支援費制度開始
16年度			
17年度			
18年度	調布市 障害者 計画	第1期 障害福祉 計画	「障害者自立支援法」施行
19年度			
20年度			
21年度		第2期 障害福祉 計画	
22年度			
23年度			「障害者基本法」改正
24年度	調布市障害者総合計画 (障害者計画) (第3期障害福祉計画)		「障害者自立支援法」一部改正 「障害者虐待防止法」施行
25年度			「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」へ改正 「障害者優先調達法」施行。「障害者差別解消法」成立
26年度			「難病法」施行
27年度			
28年度		第4期 障害福祉 計画	「障害者差別解消法」施行 「障害者総合支援法」の見直し（予定）
29年度			

(3) 他の計画との関係

第4期調布市障害福祉計画は、以下の他の計画と整合性を図ります。

- 調布市基本計画（平成27年度～平成30年度）
- 市の他の保健福祉関連計画及びその他計画
- 第4期東京都障害福祉計画（平成27年度～平成29年度）

■ 調布市の他の計画との関係イメージ図



第2章 計画の理念・基本的考え方

障害者施策を推進していくにあたって、その推進の目標（ゴール）となる「あるべき姿（理念）」や施策推進の考え方を、「調布市障害者総合計画」（平成24年度～平成29年度）では次のように定めています。

「第4期調布市障害福祉計画」は、「調布市障害者総合計画」の部分改定にあたり、これらを基本的に継承します。

1 障害者施策の理念

○ ノーマライゼーション^(※)と社会参加の推進

市民一人ひとりが、尊重され、社会・経済・文化活動などあらゆる分野の社会活動において、参加や利便が配慮されている地域社会の実現を図ります。

○ 権利の擁護

市民一人ひとりが、生きがいを持っていきいきと健康に暮らし、社会の役に立ちたい、楽しいことをしたいなど主体的な生活者としてさまざまな要求をもち、その実現を望むことを基本的な権利として擁護します。

○ 自己決定の尊重と選択性の保障

自分の暮らし方やその人生のありようを自らが決める、いわゆる自己決定の権利を最大限に尊重します。またこれを実現するためには、決定するための多様な選択肢が用意されていることが重要であり、そのうえで、本人自身が望むサービスを選択し、決定することができるよう支援します。

○ 生活の質の向上を図るサービスの確保

人が、その人生をより豊かに、充実したものとするためには、安全、快適、その人らしさなど一人ひとりの生活の質が問われます。市民一人ひとりが豊かさを実感できるよう、公的なサービスの充実とともに、企業やボランティア等、多様なサービスを総合的かつ効率的に提供できる体制の構築を図ります。

(※) ノーマライゼーションの理念は1950年代に北欧で提唱された考え方で、障害のある方、高齢者や児童など、なんらかの支援を要する人たちが、地域の中でともに生きていく社会があたりまえの社会であるという理念をいいます。

2 障害者施策推進の基本的考え方

「その人らしい自立した生活の充実」

障害の種別や程度に関わらず、その人にとってかけがえのない人生を、自らがその主人公として、地域社会の人々とともに暮らす中で、充実させていくことを意味します。

（視点1） 一人ひとりのニーズに応じた支援

人は皆、それぞれ違う生活スタイルや価値観を持っており、多様な個性を持った存在です。その人にとっての適切な支援を追求していかなければなりません。またニーズとは、他の誰でもない利用者本人のニーズを出発点とするとともに、顕在化されたニーズだけでなく、本人自身が気づいていない、または表現できていない潜在的なニーズにも目を向けていくことが重要です。

（視点2） どのライフステージにも対応した生涯支援

乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期等、ライフステージのどの段階でも、その人にとっての適切な支援を展開していかなければなりません。一人ひとりのかけがえのない人生を支えていくためには、特に、ライフステージの転換のときに、もれなく制度の切れ目がないように（シームレスに）、しっかりと支えていくことを基本に、さまざまな施策を展開します。もちろん、乳幼児期からの障害だけではなく、ライフステージのどの段階で障害を持った場合（中途障害）でも、その生涯支援を考えていく視点を持ちます。

（視点3） とともに暮らす地域社会の実現

市民全体が、互いの人格と個性を尊重しあう社会を構築していかなければなりません。今日の世界的な動向として、「生活のしづらさ」をもたらす大きな要因に「社会的な障壁^(※)」の存在があることが着目されています。それは段差などの物理的な障壁だけではなく、文化・情報・制度面での障壁、意識上の障壁（心の壁）等、ハード・ソフト合わせた障壁です。国連の「障害者の権利に関する条約」等を踏まえ、そのような「社会的障壁」を必要かつ合理的な配慮により除去し、差別等の権利侵害のない地域社会を実現するために、まさに「地域の環境づくり」が重要となります。「まちが変わる、人と人がふれあう」、これを障害者施策推進の大きな方向性としします。

(※) 障害者基本法では、「社会的障壁」とは「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」とされています。

3 施策体系

前述の理念・基本的考え方を受けて、「調布市障害者総合計画」では、具体的に以下の3つの柱から施策体系を構築しています。

I 障害のある方と家庭への地域生活の支援

どのライフステージの段階でも、「その人らしい自立」を支えていくことを明確にします。そこで、「乳幼児期・学齢期」「成人期・高齢期」に分類して、各ライフステージに対応した施策を展開します。また「本人」だけではなく「家庭」も支えていく視点を持ちます。

II 地域の環境づくり

一人ひとりの生活を支えるため、「生活のしづらさ」をもたらす大きな要因である「社会的な障壁」の「除去」に着目します。「地域の環境づくり」により、「まちが変わる、人と人とがふれあう」調布をつくっていきます。

III 福祉サービス等の充実

上記のI・IIに関わる福祉サービスを展開します。
(これは障害福祉計画部分に対応します。)

第4期調布市障害福祉計画

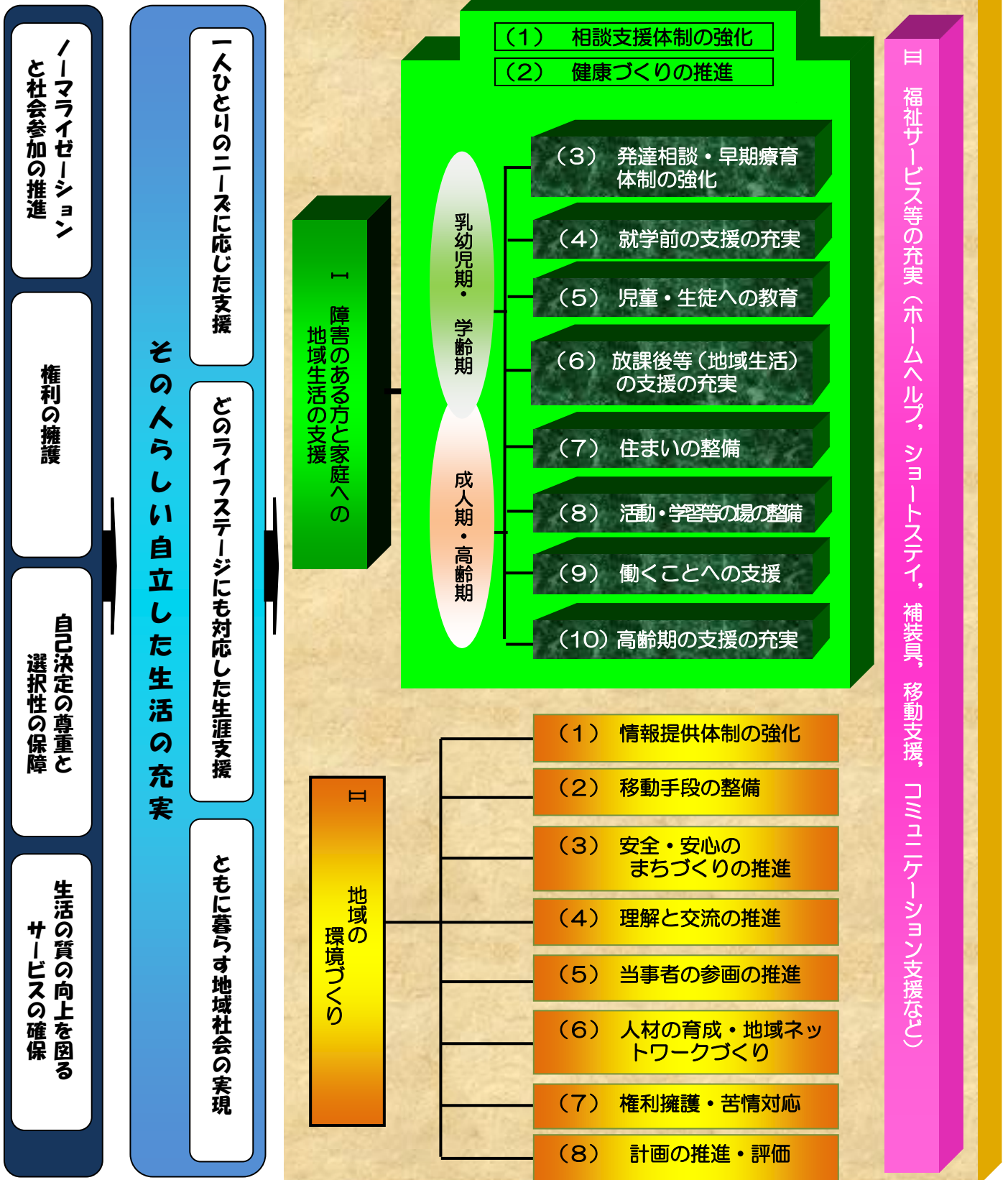
「調布市障害者総合計画」で
平成29年度までの計画を既に策定

「第4期調布市障害福祉計画」は、上記のうち「III 福祉サービス等の充実」に主に対応します。

「I 障害のある方と家庭への地域生活の支援」及び「II 地域の環境づくり」に関する施策については、平成24年3月に策定した「調布市障害者総合計画」で平成29年度までの計画を定めています。

＜施策の体系＞

理念 基本的考え方 施策体系



第3章 障害福祉サービス等の見込み量・目標値

第4期調布市障害福祉計画では、障害者総合支援法・児童福祉法に定める障害福祉サービス等について、計画期間におけるその必要な見込み量と、それらの提供体制を確保するための方策を定めます。

ここで言う「障害福祉サービス等」とは、障害者総合支援法に基づく「障害福祉サービス」「相談支援」及び児童福祉法に基づく「障害児通所支援」「障害児相談支援」の総称として用います。

これらは、それぞれの法令にサービスの内容、基準等が示されており、全国で統一的に実施するサービスとされています。

【各サービスの実績及び見込み量の表記について】

- 調布市が支給決定の実施主体となっている利用者を対象としています。
- 各サービスにおける実績及び見込み量は、各年度の年間合計の数値を記載しています。
- 平成26年度の実績については、本計画の作成中に数値が確定しないため、平成26年度の一部実績をもとに算定した推計値となります。
- 以下の分野については、特に具体的な「目標値」を設定します。目標値の設定にあたっては、国が基本方針を示し、市町村がそれらをもとにこれまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとされています。
 - ・福祉施設等から一般就労への移行等（P.21）
 - ・福祉施設の入所者の地域生活への移行（P.27）

1 訪問系サービス

(1) サービスの概要

ホームヘルパーが居宅を訪問して介護などの日常生活全般にわたる支援を行うサービスです。対象となるサービスは、次のとおりです。

サービス名称	内 容
居宅介護	<p>ヘルパーが利用者の自宅を訪れ、生活の支援を行います。以下の4つからなっており、総称して「居宅介護」と言います。</p> <ul style="list-style-type: none">• 身体介護 … 入浴、排せつ、食事などの介護• 家事援助 … 掃除、洗濯、食事づくりなどの家事の支援• 通院等介助 … 病院などへの通院の介助• 乗降介助 … 介護タクシー等の利用に伴う乗り降りの介助
重度訪問介護	<p>重度の肢体不自由、知的障害、精神障害又は難病により常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。</p> <p>平成26年4月より、新たに知的障害、精神障害の方もサービスの対象となりました。</p>
同行援護	<p>視覚障害のある方の移動（外出）時に、視覚的情報（代筆・代読）の支援や移動の援護、排せつ・食事等の介護を行います。一般的には「ガイドヘルパー」とも呼ばれます。</p> <p>平成23年10月に新設されたサービスで、それまでは「地域生活支援事業」の「移動支援」(P.51)で行われていました。</p>
行動援護	<p>知的障害、精神障害により行動に著しい困難のある人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。</p>
重度障害者等包括支援	<p>特に重度の障害により介護の必要性が著しく高い人に、自宅での介護や外出、作業所などでの日中の活動、居住の場など生活に関わる複数のサービスを包括的に提供します。</p>

(2) 第3期計画の評価と今後の課題

- 訪問系5サービスの合計では、ほぼ計画どおりに実績が推移しています。
- サービスの利用自体は全体として伸びていますが、従事者（ヘルパー）の不足により利用できていない、利用者の希望する時間帯にサービスが提供できない等の事例が見られ、人材の確保が課題です。

サービス種別	単位	24年度		25年度		26年度	
		計画値	実績 (計画比)	計画値	実績 (計画比)	計画値	実績(推計) (計画比)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	130,800	135,842 (103.9%)	142,500	145,954 (102.4%)	154,200	147,334 (95.5%)
	人	333	356 (106.9%)	348	373 (107.2%)	364	379 (104.1%)

- (参考内訳) ※ 障害種別では、重複障害の方はそれぞれにカウントしているため、小計と一致しません。
 ※ 18歳未満の利用者は全て「児童」としてカウントしています。
 ※ 「重度障害者等包括支援」は、利用実績がないため内訳を省略しています。

サービス種別	単位	障害種別	24年度	25年度	26年度(推計)
居宅介護	時間	小計	21,114	19,041	17,551
		身体	12,777	11,188	9,393
		知的	2,892	2,357	1,995
		精神	6,280	5,990	6,331
		難病	-	12	69
		児童	1,468	1,473	1,672
	人	小計	230	242	240
		身体	80	81	77
		知的	28	30	31
		精神	119	131	128
		難病	-	1	2
		児童	19	16	17
重度訪問介護	時間	小計	100,772	111,558	114,774
		身体	100,772	111,558	114,774
		知的	-	-	4,995
		精神	-	-	2,490
		難病	-	0	0
		児童	-	-	-
	人	小計	44	45	47
		身体	44	45	47
		知的	-	-	2
		精神	-	-	3
		難病	-	0	0
		児童	-	-	-
同行援護	時間	小計	7,252	8,251	7,584
		身体	7,252	8,251	7,578
		知的	-	-	-
		精神	-	-	-
		難病	-	-	-
		児童	0	0	6
	人	小計	36	40	41
		身体	36	40	40
		知的	-	-	-
		精神	-	-	-
		難病	-	-	-
		児童	0	0	1
行動援護	時間	小計	6,675	7,105	7,425
		身体	-	-	-
		知的	2,249	2,476	3,377
		精神	0	0	0
		難病	-	0	0
		児童	4,425	4,629	4,048
	人	小計	46	46	51
		身体	-	-	-
		知的	17	18	21
		精神	0	0	0
		難病	-	-	-
		児童	29	28	30

(3) 第4期計画におけるサービス見込み

【基本的な考え方】

- 利用者一人ひとりに、必要とされるサービス量の提供が保障されることを基本とします。
- 現在支給決定されている利用者のニーズに対して提供量が不足していることから、提供体制の確保による増加を見込みます。
- 利用者数、時間数ともに制度開始以降現在まで増加傾向にあります。「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行に伴う法に基づくサービスの対象者拡大、地域移行によるニーズの増加、相談支援等を通じた潜在的ニーズの掘り起こし等から、今後この傾向は続くと考え、必要なサービス量を見込みます。

【サービス見込み量】

サービス種別	単位	26年度(参考)	27年度	28年度	29年度
居宅介護 重度訪問介護	時間	147,334	154,000	161,000	168,000
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人	379	394	410	426

(参考内訳)

サービス種別	単位	26年度(参考)	27年度	28年度	29年度
居宅介護	時間	17,551	18,300	19,200	20,000
	人	240	250	260	270
重度訪問介護	時間	114,774	120,000	125,300	130,800
	人	47	49	51	53
同行援護	時間	7,584	7,900	8,300	8,600
	人	41	42	44	46
行動援護	時間	7,425	7,800	8,200	8,600
	人	51	53	55	57
重度障害者等 包括支援	時間	0	0	0	0
	人	0	0	0	0

※「重度障害者等包括支援」は、事業所が極めて少ない(都内7か所。平成27年2月時点)ことから、利用を見込んでいません。

【提供体制確保のための方策】

- これまで補助事業として実施していた「障害者ホームヘルパー養成研修」を統合し、平成27年度に市内に福祉人材育成拠点を整備します。

同拠点では、ヘルパー養成研修に加え、資格取得者の就職へのマッチング、フォローアップやネットワークづくりによる離職防止や事業所の参入等を促進し、総合的、効率的な福祉人材の研修体制を構築することで、人材の量的な確保と質の向上を図ります。

(⇒ P.58「第5章 計画の推進 - 2 計画の推進体制(重点事業)」で事業の詳細について記載しています。)



福祉人材育成拠点の整備に期待します。

精神疾患の原因はまだ不明です。それでも、治療方法や薬はどんどん進歩しています。この疾患は、人間として成長する大切な時期に発症することが多いので、発症した人の多くは、社会や集団の中で暮らす体験を変則的にしかしてこられなかったのです。この人たちにとって作業所等施設での訓練はとても大切です。一人の人間として、その人が持っている特性を生かして、幸せに生きていける道を共に探し、社会の中で生きていける力をつけていけるように、そのためにも、技術と心を持った専門職の方の育成を期待しています。

精神疾患の治療の世界は日進月歩で進んでいます。お互いに情報交換をしながら、障がい者が社会に羽ばたいていくのに寄り添い、共に喜びを持てる体験を重ねる日々であってほしい、そして多くの事業所が、利用者も職員も笑顔でいられる場であってほしいと願っています。

野村 義子(本計画作成委員)

2 日中活動系サービス

(1) サービスの概要

施設などにおいて日中に行われる介護や訓練などの場を提供するサービスです。対象となるサービスは、次のとおりです。

サービス名称	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に対し、施設において日中の入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動及び生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者・難病患者に対し、18か月を限度として、地域で自立した日常生活や社会生活を送るために必要な身体機能の維持・向上のための訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害者・精神障害者に対し、24か月を限度として、地域で自立した日常生活や社会生活を送るために必要な生活能力の維持・向上のための訓練を行います。 住居を提供し宿泊により訓練を行う「宿泊型自立訓練」もあります。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に対し、24か月を限度として、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 A型	一般企業などでの就労が困難な人に対し、雇用契約により働く場を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援 B型	一般企業などでの就労が困難な人のうち、障害の程度や年齢等の面で雇用されることが困難になった人や、就労移行支援事業や就労継続支援A型の利用が困難な人に、働く場を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のための訓練を行います。
療養介護	医療と常時の介護を必要とする人のうち、長期の入院による医療的ケアを要する人に対し、医療機関で主に日中に機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅での介護者の病気などの理由により、短期間の入所が必要な人に対し、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

※「生活介護」の実績及び見込み量の算定においては、障害児施設に入所している18歳以上の入所者の利用分を除いて算定しています。

(平成24年度：6人，平成25年度：4人，平成26年度：4人)

(2) 第3期計画の評価と今後の課題

- 市が整備費補助を行い、調布市社会福祉協議会が設置した「希望の家深大寺」が平成25年9月に開設しました。また、市が設置する「調布市希望の家」の老朽化に伴う大規模改修工事も平成26年6月に終了し、特別支援学校を卒業する重度知的障害者の卒業後の通所先の確保に努めました。
- その他のサービス種別についても、第3期計画期間中に開設支援を行い、サービスの拡大と日中活動場所の整備を進めました。また、高齢になった精神障害者向けの通所施設の開設支援を行い、高齢障害者の活動場所の整備を図りました。

◆第3期計画中の事業所開設数

24年度	2か所	生活介護，自立訓練（生活訓練）
25年度	3か所	生活介護（2か所），就労継続支援B型（拡大移転）
26年度	3か所	就労移行支援 就労継続支援B型（2か所。うち1か所は拡大移転）

- 一方で、就労継続支援B型等、中軽度の知的障害者向けの通所施設では市内施設に空き状況が少なく、今後の特別支援学校卒業生の通所先の確保が必要です。
- 自立訓練（機能訓練）と、就労継続支援A型は市内に事業所がないため、利用者数が不安定となっています。
- 短期入所の利用実績は伸びており、また、市の独自事業として実施している緊急一時保護事業において、平成24年度より障害児を対象とした委託先を1か所新規に設け、サービスの拡充を図りました。
しかし、依然として介護者のレスパイト（休息）や、入院等による緊急時などのニーズの高まりに対応しきれず、更なる受け入れ先の確保が必要です。

サービス種別	単位	24年度		25年度		26年度	
		計画値	実績 (計画比)	計画値	実績 (計画比)	計画値	実績(推計) (計画比)
生活介護	人	361	370 (102.5%)	372	375 (100.8%)	379	380 (100.3%)
自立訓練(機能)	人	5	1 (20.0%)	5	1 (20.0%)	5	3 (60.0%)
自立訓練(生活)	人	60	60 (100.0%)	60	73 (121.7%)	60	65 (108.3%)
就労移行支援	人	57	74 (129.8%)	62	69 (111.3%)	68	75 (110.3%)
就労継続支援A型	人	3	3 (100.0%)	3	8 (266.7%)	4	5 (125.0%)
就労継続支援B型	人	471	499 (105.9%)	480	520 (108.3%)	487	530 (108.8%)
療養介護	人	19	22 (115.8%)	19	22 (115.8%)	19	22 (115.8%)
短期入所	日	4,750	4,437 (93.4%)	5,000	4,993 (99.9%)	5,250	5,422 (103.3%)
	人	120	129 (107.5%)	125	128 (102.4%)	130	130 (100.0%)

(参考内訳) ※ 障害種別では、重複障害の方はそれぞれにカウントしているため、小計と一致しません。
※ 18歳未満の利用者は全て「児童」としてカウントしています。

サービス種別	単位	障害種別	24年度	25年度	26年度(推計)
生活介護	人	小計	370	375	380
		身体	137	139	137
		知的	319	325	326
		精神	20	22	26
		難病	-	0	0
自立訓練(機能)	人	小計	1	1	3
		身体	1	1	3
		知的	-	-	-
		精神	-	-	-
		難病	-	0	0
自立訓練(生活)		小計	60	73	65
		身体	-	-	-
		知的	5	6	5
		精神	56	67	60
		難病	-	-	-
就労移行支援	人	小計	74	69	75
		身体	4	2	2
		知的	26	23	22
		精神	48	47	52
		難病	-	1	1
就労継続支援A型	人	小計	3	8	5
		身体	2	3	2
		知的	0	2	2
		精神	2	4	2
		難病	-	0	0

サービス種別	単位	障害種別	24年度	25年度	26年度(推計)
就労継続支援B型	人	小計	499	520	530
		身体	74	71	76
		知的	181	200	200
		精神	286	291	293
		難病	-	0	0
療養介護	人	小計	22	22	22
		身体	22	22	22
		知的	19	19	19
		精神	-	-	-
		難病	-	-	-
短期入所	日	小計	4,437	4,993	5,422
		身体	1,069	974	1,380
		知的	2,804	3,167	3,328
		精神	237	419	831
		難病	-	0	0
	人	小計	129	128	130
		身体	30	22	24
		知的	79	82	79
		精神	14	15	22
		難病	-	0	0
児童	33	28	24		

(3) 第4期計画におけるサービス見込み

【基本的な考え方】

- 利用者の意向，障害の程度，年齢等，その人に合った活動の場が整備されることを基本とします。
- 今後の特別支援学校等卒業生に必要な日中活動場所が確保されるよう，卒業生の数及び利用が想定されるサービス種別等の推計から，必要なサービス量を見込みます。
- 調布市こころの健康支援センターで実施している精神障害者デイ事業について，障害者総合支援法に基づく「自立訓練（生活訓練）」への移行を予定しており，利用希望者数を勘案し，増加を見込みます。（平成27年度）
- 療養介護は，重症心身障害者の入所希望者数を勘案し，増加を見込みます。
- 短期入所は，利用ニーズに対し，なお不足しているとの認識のもと，拡大を図り増加を見込みます。

【サービス見込み量】

サービス種別	単位	26年度（参考）	27年度	28年度	29年度
生活介護	人	380	391	399	408
自立訓練（機能）	人	3	5	5	5
自立訓練（生活）	人	65	145	145	145
就労移行支援	人	75	79	83	86
就労継続支援A型	人	5	6	7	8
就労継続支援B型	人	530	542	553	566
療養介護	人	22	23	23	24
短期入所	日	5,422	5,750	6,050	6,350
	人	130	135	140	145

【提供体制確保のための方策】

- 事業所の開設を検討する事業者との情報交換，連携を緊密に行うとともに，調布市福祉作業所等連絡会^(※1)などを活用し，関係事業者との情報交換，開設のための働きかけ等を行います。

あわせて，新規開設及び運営に係る各種補助制度を継続し，市内における日中活動系サービス事業所の新規開設及び運営を支援します。

◆第4期計画中の事業所開設支援見込み数

27年度～29年度	4か所以上
-----------	-------

- 西町の調布基地跡（旧関東村）について，三鷹市，府中市と協議を進め，多機能型の総合福祉施設としての設置検討を行います。
- 今後新規に開設するグループホームへの短期入所枠の設置を含め，短期入所の増床のため検討を進めます。
- 障害者総合支援法に基づく短期入所以外の市の施策によるショートステイ，緊急一時保護等の事業を継続し，短期入所に係るニーズの充足を図ります。
- 特別支援学校等の卒業後に就労継続支援B型の利用を希望する方のための「就労面のアセスメント」^(※2)の実施については，市立事業所である「すまいる分室」の活用を含め，市内の就労移行支援事業所で実施可能な体制を整備します。
(このアセスメントのための就労移行支援の利用分は，短期間の利用であるため計画における見込み量には含みません。)

(※1) 調布市内に所在する日中活動系障害福祉サービス事業所，放課後等デイサービス事業所を運営する27事業者（42事業所。平成25年度実績）で構成する連絡会です。

(※2) 特別支援学校卒業生など，就労経験（又は就労移行支援事業の利用経験）のない方等が「就労継続支援B型」の利用を希望する場合，平成27年度よりこのアセスメントを受けることが必須となります。

アセスメントは，利用者の将来的な一般就労の可能性も含めた就労面の能力を評価するものであり，「就労移行支援」事業所が行うこととされています。その際に，利用者は制度上の「就労移行支援」を短期間（アセスメントを行う期間。1週間～2か月程度）利用することとなります。

(4) 目標値（福祉施設等から一般就労への移行等）

より多くの障害者が一般就労できるよう、福祉施設等での就労から企業等での一般就労への移行を推進します。

【第3期計画の評価と今後の課題】

一般就労者数は目標値を達成しています。就労移行支援事業及び就労継続支援A型事業の利用者数については、目標値は達成しているものの、地域に上記事業を実施する事業所が少ないことから、利用者数は大きくは伸びていません。

（目標1）障害者就労支援事業等による一般就労者数

平成17年度の年間一般就労者数		17人
平成26年度の年間一般就労者数	目標値	43人（2.5倍）
	実績（推計）	65人（3.8倍） （参考内訳） 身体障害者 5人 知的障害者 20人 精神障害者 24人 その他（手帳なし）16人

※ 障害種別では、重複障害の方は、主たる障害種別でカウントしています。

（目標2）通所施設利用者のうち、「就労移行支援」事業利用者の割合

平成26年度 目標値	6.7%	通所施設利用者数 1,022人 うち就労移行支援利用者数 68人
平成26年度 実績（推計）	6.9%	通所施設利用者数 1,080人 うち就労移行支援利用者数 75人

（目標3）「就労継続支援」事業利用者のうち、「A型」利用者の割合

平成26年度 目標値	0.8%	就労継続支援（A型＋B型）利用者数 491人 うち就労継続支援A型利用者数 4人
平成26年度 実績（推計）	0.9%	就労継続支援（A型＋B型）利用者数 535人 うち就労継続支援A型利用者数 5人

【第4期計画における目標値】

第4期計画においては、引き続き障害者の一般就労を促進するため、国の基本指針等を踏まえ、以下のとおり目標値を設定します。

（目標1）就労移行支援事業等^{（※1）}を通じての一般就労への移行者数

- 国の基本指針
平成29年度中の一般就労への移行者数を平成24年度実績の2倍以上
- 調布市の考え方
国の基本指針に沿って目標値を設定します。

平成24年度の年間一般就労者数		20人
平成29年度の年間一般就労者数	目標値	40人（2倍）

（目標2）障害者就労支援事業^{（※2）}による一般就労者数

- 国の基本指針
平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末から6割以上増加
- 調布市の考え方
上記の国の基本指針とは異なる目標値として、就労移行支援事業及びその他の法に定める障害福祉サービスの利用による就労に限らず、より広い視点で一般就労への移行の推進を図るため、独自に標記の指標により目標値を定めます。
目標値の人数は、東京都が定める目標値と、過去の都全体の実績における調布市の実績分の比率により算定しています。

平成25年度の年間一般就労者数		54人
平成29年度の年間一般就労者数	目標値	77人

（※1）生活介護，自立訓練（機能訓練・生活訓練），就労移行支援，就労継続支援（A型・B型）

（※2）障害者の就労支援とその後の定着支援等を実施します。東京都の補助を受けて都内49区市町村で実施（平成25年度実績）しており、調布市では、ちょうふだそう、こころの健康支援センター就労支援室ライズの2か所で実施しています（P.59）。

(目標3) 就労移行支援事業所の就労移行率(※)

- 国の基本指針
平成29年度に全体の5割以上の就労移行支援事業所が就労移行率3割以上を達成
- 調布市の考え方
国の基本指針に沿って目標値を設定します。

平成25年度の就労移行率	19.5 % (全体) 〔対象事業所〕 ・すまいる分室 ・旭出調布福祉作業所 ・調布くすの木作業所 ・シェア
平成29年度の就労移行率	目標値 5割以上の市内事業所が 30 %以上を達成

(※) 就労移行率 = 一般就労への移行者数 ÷ 就労移行支援事業の利用者数

3 居住系サービス

(1) サービスの概要

利用者に居住の場を提供し、主に夜間の介護を行うサービスです。居住系サービスの利用者も、日中の時間帯は別途何らかの「日中活動系サービス」を利用します。対象となるサービスは、次のとおりです。

サービス名称	内 容
施設入所支援	施設に入所する人に、主に夜間や休日における入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
共同生活援助 (グループホーム)	入所施設よりも小規模な共同生活を行う住居で、食事や掃除などの家事支援、日常生活上の相談支援のほか、必要に応じて入浴、排せつ、食事の介護、日中活動利用支援などを行います。 平成26年4月より、共同生活介護（ケアホーム）と統合されました。

※「施設入所支援」の実績、見込み量及び目標値の算定においては、障害児施設に入所している18歳以上の入所者を除いて算定しています。

(平成24年度：6人，平成25年度：4人，平成26年度：4人)

(2) 第3期計画の評価と今後の課題

- 施設入所支援は、地域移行や長期入院による退所等による減少が新規入所者を上回り、全体数としては減少しています。
- グループホームは、市内における新規開設数が当初の見込みを上回り、計画以上の実績となりました。また、重度重複障害者（重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複する方）を対象としたグループホームの開設支援を行いました。

◆第3期計画中のグループホーム開設数（ユニット^(※)増含む。）

25年度	3か所	知的障害者3か所
26年度	3か所	知的障害者2か所，重度重複障害者1か所

- 事業者数，利用者数ともに増加していますが、「親亡き後」への対応を含め、グループホームはまだニーズに対して不足しています。また、様々な障害のニーズに対応したグループホームの整備も課題です。

サービス種別	単位	24年度		25年度		26年度	
		計画値	実績 (計画比)	計画値	実績 (計画比)	計画値	実績(推計) (計画比)
施設入所支援	人	150	148 (98.7%)	150	143 (95.3%)	150	145 (96.7%)
共同生活援助 (共同生活介護)	人	125	143 (114.4%)	143	175 (120.7%)	160	186 (116.3%)
うち知的障害者	人	82	91 (111.0%)	98	116 (118.4%)	107	128 (119.6%)
うち精神障害者	人	43	47 (109.3%)	47	59 (125.5%)	53	66 (124.5%)

(参考内訳) ※ 障害種別では、重複障害の方はそれぞれにカウントしているため、小計と一致しません。

サービス種別	単位	障害種別	24年度	25年度	26年度 (推計)
施設入所支援	人	小計	148	143	145
		身体	60	59	59
		知的	132	128	130
		精神	2	3	3
		難病	-	0	0
共同生活援助 (共同生活介護)	人	小計	143	175	186
		身体	7	11	18
		知的	96	120	128
		精神	54	63	66
		難病	-	0	0

(※) 複数の共同生活住居(建物など)で1つのグループホームとして構成されている事業所において、そのうちの1つの共同生活住居を「ユニット」と言います。

(3) 第4期計画におけるサービス見込み

【基本的な考え方】

- 入所施設や精神科病院への入院等からグループホームへの地域移行を進めるため、また、障害者が住み慣れた地域で生活し続けられるように、グループホームの利用拡大を見込みます。
- 重度重複障害者の地域社会における共生の場を確保するため、第4期計画中に市内2か所めとなる重複障害者グループホームの開設支援を進めます。
- 施設入所支援については、平成25年度末の利用者数（139人）を基礎に、今後の地域移行等による退所者数と新規の利用者数をほぼ同一と想定し、利用者数を見込みます。

【サービス見込み量】

サービス種別	単位	26年度（参考）	27年度	28年度	29年度
施設入所支援	人	145	143	141	139
共同生活援助	人	186	193	200	207

【提供体制確保のための方策】

- 事業所の開設を検討する事業者との情報交換、連携を緊密に行うとともに、調布市福祉作業所等連絡会などを活用し、関係事業者との情報交換、開設のための働きかけ等を行います。

あわせて、新規開設及び運営に係る各種補助制度を継続し、市内におけるグループホームの新規開設及び運営を支援します。

◆第4期計画中のグループホーム開設支援見込み数（ユニット増含む。）

27年度～29年度	3か所以上
-----------	-------

- 調布市障害者地域自立支援協議会^(※)との連携により地域の課題を整理し、在宅障害者の地域生活の継続及び施設入所者等の地域移行の促進を図る取組みを実施します。

(※) 障害者福祉に関する地域の社会資源の開発や新しい施策についての定期的な協議の場として市が設置している機関です（P.56）。

(4) 目標値（福祉施設の入所者の地域生活への移行）

福祉施設に入所している障害者の地域生活（グループホームや居宅生活など）への移行を推進します。

【第3期計画の評価と今後の課題】

施設入所者数は、地域移行に加え、利用者の高齢者施設への転所、入院等もあり、目標値以上に減少していますが、地域生活への移行者数は目標に達していません。中軽度者の地域移行が進む中、地域での受け入れ先の不足に加え、長期入所者の高齢化や入所者全体における重度障害者の割合が多くなっていることも一因と考えられます。

※ ここでの目標値は、平成17年10月1日時点での施設入所者を対象としています。

（目標1）施設入所者の地域生活への移行

平成17年10月1日時点の施設入所者数		153人
上記のうち、 平成26年度末までの地域移行者数（推計）	目標値	15人（10%）
	実績	12人（7.8%）

（目標2）施設入所者数の削減

平成17年10月1日時点の施設入所者数		153人
平成26年度末の施設入所者数（推計）	目標値	150人（-3人）
	実績	142人（-11人）

【第4期計画における目標値】

（目標1）施設入所者の地域生活への移行

○ 国の基本指針

平成25年度末時点の施設入所者の12%が、平成29年度末までに地域生活へ移行

○ 調布市の考え方

過去の実績及び現在の入所者の実情から、第3期に引き続き独自の目標を設定することとします。調布市では第1期から第3期まで各期間5人を目標としており、第4期においても同様の目標とします。

平成25年度末時点の施設入所者数		139人
上記のうち、 平成29年度末までの地域移行者数	目標値	5人（4%）

（目標2）施設入所者数の削減

○ 国の基本指針

平成29年度末時点における施設入所者を、平成25年度末時点から4%以上削減

○ 調布市の考え方

施設入所のニーズもなお一定数存在することから、国の基本指針とは異なり、平成25年度末時点の入所者数を超えないことを目標とします。

平成25年度末時点の施設入所者数		139人
平成29年度末時点の施設入所者数	目標値	139人（±0人）

4 相談支援

(1) サービスの概要

利用者や保護者との相談を通じて、サービス全体の利用調整や、地域生活の支援を行うサービスです。

サービス名称	内 容
計画相談支援	障害者総合支援法に基づくサービス ^(※1) を利用する人の心身の状況、環境、サービス利用に関する意向その他の事情を勘案した「サービス等利用計画」を作成し、事業者等とサービス利用に係る連絡調整を行います。サービスの利用が始まったら、定期的な「モニタリング」により状況を確認します。 平成24年度より対象が拡大され、平成27年度からはサービスを利用する方全員が「サービス等利用計画」を作成することとされています。
地域移行支援	施設等に入所している障害者または精神科病院等に入院している精神障害者を対象に、地域生活に移行するための住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活する方等に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談や訪問等の支援を行います。
障害児相談支援	児童福祉法に基づくサービス ^(※2) を利用する児童や保護者の心身の状況、環境、サービス利用に関する意向その他の事情を勘案した「障害児支援利用計画」を作成し、事業者等とサービス利用に係る連絡調整を行います。サービスの利用が始まったら、定期的な「モニタリング」により状況を確認します。 平成27年度からはサービスを利用する児童全員が「障害児支援利用計画」を作成することとされています。

◆「サービス等利用計画」とは・・・

障害福祉サービス等を利用されている方が、地域で生活していくときに必要となるさまざまなサービス等を上手に活用するためにつくる計画です。計画の内容は、市がサービスの支給決定を行う際の参考とするほか、実際のサービス利用時には、支援に関わる人たちの「共通目標」となります。

計画により利用者の意向をサービスに反映しやすくなり、一つの計画をもとに関係者が情報を共有することで、より一体的な支援を受けることができます。

(※1) 訪問系サービス (P.12)、日中活動系サービス (P.16)、居住系サービス (P.24) の全てと、地域移行支援、地域定着支援を指します。

(※2) 児童通所サービス (P.33) の全てを指します。

(2) 第3期計画の評価と今後の課題

- 平成26年度末までに障害福祉サービス等の利用者全員に作成するとされている「サービス等利用計画」（計画相談支援、障害児相談支援）の進捗状況は、事業所及び相談支援専門員の不足により、計画値より大幅に遅れています。
- 地域定着支援も、サービスの対象となる利用者は多いと思われるものの、事業所が計画相談支援をあわせて実施しているため、そちらに追われ拡大が進んでいません。

サービス種別	単位	24年度		25年度		26年度	
		計画値	実績 (計画比)	計画値	実績 (計画比)	計画値	実績(推計) (計画比)
計画相談支援	人	200	148 (74.0%)	600	241 (40.2%)	1,000	400 (40.0%)
地域移行支援	人	3	6 (200.0%)	6	5 (83.3%)	8	5 (62.5%)
地域定着支援	人	2	1 (50.0%)	4	1 (25.0%)	6	5 (83.3%)
障害児相談支援	人	50	14 (28.0%)	100	31 (31.0%)	200	80 (40.0%)

(参考内訳)

※ 「地域移行支援」「地域定着支援」の障害種別では、重複障害の方はそれぞれにカウントしているため、小計と一致しません。

※ 18歳未満の利用者は全て「児童」としてカウントしています。

※ 「計画相談支援」の障害種別は、主たる障害でカウントしています。

サービス種別	単位	障害種別	24年度	25年度	26年度(推計)	サービス種別	単位	障害種別	24年度	25年度	26年度(推計)
計画相談支援	人	小計	148	241	400	障害児相談支援	人	小計	14	31	80
		身体	21	35	57			身体	-	-	-
		知的	48	92	161			知的	-	-	-
		精神	77	112	175			精神	-	-	-
		難病	-	0	0			難病	-	-	-
		児童	2	2	7			児童	14	31	80
地域移行支援	人	小計	6	5	5	地域定着支援	人	小計	1	1	5
		身体	0	0	0			身体	0	0	1
		知的	2	1	0			知的	0	0	2
		精神	5	4	5			精神	1	1	2
		難病	-	0	0			難病	-	0	0

(3) 第4期計画におけるサービス見込み

【基本的な考え方】

- 調布市では、時間をかけても一人ひとりに真に適した「サービス等利用計画」を作成していくことに力を入れており、国の方針である平成26年度中に全ての対象者に「サービス等利用計画」を作成することは困難な状況です。第4期計画期間の開始後できる限り早期に希望する全ての障害者・障害児に計画相談支援・障害児相談支援が提供されることを基本とします。
- いわゆる「セルフプラン」^(※)による対応は、法の趣旨を踏まえ、利用者等の自由な意思決定に基づくものを除き、必要最低限度とします。
- サービスを利用する全ての障害者・障害児が計画相談支援・障害児相談支援を利用することが原則とされていることから、サービス全体の利用者数の伸びを勘案して必要量を見込みます。
- 施設入所者の地域移行、精神科病院の長期入院患者の退院の促進を図るとともに、在宅障害者が地域生活を継続できる取組を実施します。
- 単身で生活する障害者が安心して地域生活を継続できるよう、地域定着支援の拡大を図ります。

(※) 相談支援事業者によらず、利用者本人または保護者が「サービス等利用計画」を作成すること。

【サービス見込み量】

サービス種別	単位	26年度（参考）	27年度	28年度	29年度
計画相談支援	人	400	1,400	1,450	1,500
地域移行支援	人	5	6	6	6
地域定着支援	人	5	20	30	40
障害児相談支援	人	80	310	330	350

【提供体制確保のための方策】

- 現在市内に11か所ある特定相談支援（障害児相談支援）事業所について、全てのサービス利用者等に「サービス等利用計画」を作成できる体制を整備するため、事業者への情報提供、説明会の開催等を通じて、新たな事業所の開設等による増加を図ります。

◆第4期計画中の事業所開設見込み数

27年度～29年度	3か所以上
-----------	-------

- 調布市障害者地域自立支援協議会に設置している専門部会「サービスのあり方検討会」を通じて、相談支援専門員の質の向上及び均質化と、事業所間の情報共有を推進し、適切な福祉サービスの調整を実施します。また東京都退院促進コーディネート事業との連携により、精神科病院の長期入院患者の退院促進を支援します。

5 児童通所サービス

(1) サービスの概要

障害のある、または障害のおそれのある児童について、施設への通所などにより、必要な療育を実施するサービスです。(児童福祉法に基づくサービスです。)

サービス名称	内 容
児童発達支援	障害児に対し、通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型 児童発達支援	肢体不自由のある児童に対し、児童発達支援と同様のサービスに加え、医療機関での治療を行います。
放課後等 デイサービス	学校に就学している障害児に対し、授業の終了後または休業日に通所により生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの活動を行います。
保育所等訪問 支援	障害児が通う保育所等を専門スタッフが定期的に訪問し、その施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

(2) 第3期計画の評価と今後の課題

- 就学前の児童については、子ども発達センターにおいて、通園事業を中心に療育を実施しました。また、同センターで平成26年1月より保育所等訪問支援事業を開始しました。
- 放課後等デイサービスについては、第3期計画期間中に通所訓練事業、地域デイ等から児童福祉法への体系移行の支援、開設支援を行い、サービスの拡大と放課後活動場所の確保を図りました。

◆第3期計画中の事業所開設数（放課後等デイサービス）

24年度	5か所	体系移行4か所、新規開設1か所
25年度	1か所	体系移行
26年度	3か所	新規開設3か所

- 放課後等デイサービスは、利用希望者の増加に対して事業所が不足しています。実際に利用できている日数も利用者ごとに差があり、また、肢体不自由児や重症心身障害児など、特に重度の障害のある児童が通所できる施設が市内では少なく、今後の整備が課題です。

サービス種別	単位	24年度		25年度		26年度	
		計画値	実績 (計画比)	計画値	実績 (計画比)	計画値	実績(推計) (計画比)
児童発達支援	人	43	50 (116.3%)	43	80 (186.0%)	43	80 (186.0%)
医療型 児童発達支援	人	2	2 (100.0%)	2	5 (250.0%)	2	8 (400.0%)
放課後等 デイサービス	人	146	166 (113.7%)	146	208 (142.5%)	146	240 (164.4%)
保育所等訪問支援	人	0	0 (- %)	2	0 (0.0%)	4	4 (100.0%)

(参考内訳) ※ 障害種別では、重複障害の方はそれぞれにカウントしているため、小計と一致しません。

サービス種別	単位	障害種別	24年度	25年度	26年度(推計)
児童発達支援	人	小計	50	80	80
		身体	5	10	12
		知的	28	40	42
		精神	20	34	26
		難病	-	0	0
医療型 児童発達支援	人	小計	2	5	8
		身体	1	4	7
		知的	1	3	5
		精神	0	0	0
		難病	-	0	0
放課後等 デイサービス	人	小計	166	208	240
		身体	24	33	35
		知的	144	174	193
		精神	15	25	35
		難病	-	0	0
保育所等 訪問支援	人	小計	0	0	4
		身体	0	0	1
		知的	0	0	1
		精神	0	0	2
		難病	-	0	0

(3) 第4期計画におけるサービス見込み

【基本的な考え方】

- 就学前の児童については、子ども発達センターを中心に必要な療育を提供できる体制を整備します。
- 就学後の児童の放課後活動場所については、引き続き放課後等デイサービスの拡大を図ります。

- 保育所等訪問支援については、平成26年1月より事業所を開始した子ども発達センターでの利用者数を見込みます。一方で、これまでも子ども発達センターでは独自に保育所等への訪問を行い、子どもの発達に関して、子どもとの関わり方・環境整備などの相談に依っており、今後も同様の取組を継続します。

【サービス見込み量】

サービス種別	単位	26年度（参考）	27年度	28年度	29年度
児童発達支援	人	80	84	87	90
医療型 児童発達支援	人	8	8	8	8
放課後等 デイサービス	人	240	255	270	285
保育所等訪問支援	人	4	5	6	7

【提供体制確保のための方策】

- 事業所の開設を検討する事業者との情報交換，連携を緊密に行うとともに，調布市福祉作業所等連絡会などを活用し，関係事業者と情報交換，開設のための働きかけ等を行います。その中で，肢体不自由や重度重複障害のある児童の放課後活動場所についても確保できるよう検討を進めます。

あわせて，新規開設及び運営に係る各種補助制度を継続し，市内における放課後等サービス事業所の新規開設及び運営を支援します。

◆第4期計画中の事業所（放課後等デイサービス）開設支援見込み数

27年度～29年度	2か所以上
-----------	-------

- 子ども発達センターでの保育所等訪問支援については，保護者の希望を踏まえ，個別支援計画を作成し，訪問先施設との連携を緊密に行い，障害児が，集団の中で，より過ごしやすいようになるための専門的な支援をします。

6 地域生活支援拠点の整備

「地域生活支援拠点」は、障害者の地域生活に必要な支援の機能を集約した施設として、第4期障害福祉計画における国の基本指針において、新たに平成29年度までに整備するとの方針が示されました。

【地域生活支援拠点の機能】

- 地域生活への移行，相談
- グループホーム等の体験
- 緊急時の受入対応体制の確保
- 人材の確保・養成
- その他地域の体制づくり等

地域の実情に応じて、グループホームや障害者支援施設（入所施設）に付加したものと設置するか、または、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（面的な体制）として整備することも可能とされています。

(1) 調布市における整備の方向性

ドルチェ、ちょうふだそう、希望ヶ丘の3か所の障害者相談支援事業所を中心として、既の実施している事業の機能もあわせて整理し、必要な機能を各事業所が分担して担う「面的な体制」として整備を進めます。

(2) 関連事業

- 地域生活への移行，相談

障害者相談支援事業・基幹相談支援センター

（事業概要）障害福祉課と市内3か所の相談支援事業所等がともに連携し、障害者及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を提供するとともに、障害者に対する権利擁護のために必要な支援を行うことにより、自立と社会参加の促進を図ります。

- 1 障害者地域活動支援センタードルチェ
- 2 障害者地域生活・活動支援センターちょうふだそう
- 3 地域生活支援センター希望ヶ丘

障害者地域自立支援協議会

（事業概要）地域の障害福祉に関する情報，調整，開発，教育，権利擁護，評価機能などのネットワークやシステムづくりの中核的な役割を果たすことを目的とします。個別支援会議から，地域の課題を抽出し，情報を共有し，具体的に協働します。地域の社会資源の開発や新しい施策についての定期的な協議の場として，障害者地域自立支援協議会を運営します。

○ グループホーム等の体験

グループホームすてっぴ

（事業概要）市が設置し，調布市社会福祉事業団が運営する体験型の知的障害者グループホーム（定員5人）です。3か月を目途としてグループホームでの生活体験の場を提供しています。

○ 緊急時の受入対応体制の確保

在宅障害者ショートステイ事業

（事業概要）知的障害者援護施設「なごみ」において，障害者の家族の方が病気や所用，その他休養が必要となった場合など，一時的に介護が困難になった場合に，障害者本人（中学生以上）をお預かりします。

在宅障害者（児）委託型緊急一時保護事業

（事業概要）障害者（児）の家族の方が病気や所用で一時的に介護が困難になった場合に，障害者（児）本人をお預かりします。

- 1 宿泊保護 3か所（重症心身障害者，身体障害者，障害児）
- 2 日帰り保護 1か所

あんしんネット（障害者を地域で支える体制づくり事業）

（事業概要）知的障害者を地域で支えていく体制づくりを目的としています。地域への障害理解や相談機関の普及啓発，アウトリーチ支援，地域のネットワーク体制の整備，また，緊急相談窓口を設置し，知的障害者，発達障害者の緊急時に必要に応じてショートステイやヘルパー派遣などを行います。

○ 人材の確保・養成

福祉人材育成拠点の整備 ※新規（平成27年度～）

（事業概要）一人ひとりの特性に応じて福祉サービスを利用し，豊かな地域生活を送れるよう，専門性を備えた福祉人材の確保及び育成を総合的に推進することを目的とし，福祉人材の育成拠点を整備し，将来にわたって福祉ニーズに対応できる人材を安定的に確保する取組を実施します。

第4章 地域生活支援事業の見込み量

「障害福祉サービス」と同様に「障害者総合支援法」に基づくサービスですが、こちらは全国统一の基準でなく、サービスの内容を都道府県、市町村などの自治体で定め、地域の実情に合わせて実施する事業です。実施する内容や形態（直営・委託・補助など）とそれに係る事業者の報酬、利用者負担額などの仕組みは自治体により異なります。

全ての自治体が原則実施するとされている「必須事業」と、市町村が独自に定めて実施する「任意事業」があります。

特に専門性の高い事業、広域的な対応が必要な事業については、都道府県が地域生活支援事業として実施します。

（参考）東京都地域生活支援事業

- ・発達障害者支援センター運営事業
- ・高次脳機能障害支援普及事業
- ・障害児等療育支援事業
- ・専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業 など

【各事業の実績及び見込み量の表記について】

- 各事業における実績及び見込み量は、各年度の年間合計の数値を記載しています。
- 一部の事業については、事業の性格上、国の基本指針に沿って見込み量を数値ではなく「事業の実施の有無」で定めます。
- 平成26年度の実績については、本計画の作成中に数値が確定しないため、平成26年度の一部実績をもとに算定した推計値となります。

1 必須事業

平成25年4月の法改正により、一部の必須事業が追加されています。これらは、第3期障害福祉計画作成後に定められた事業であるため、第3期計画には記載がありませんが、調布市ではいずれも同種の事業を以前より実施しており、第4期計画ではこれらを当該事業として位置づけ、実施します。



コラム

今の生活でよいと思うこと、心配なこと

- 1 現在の生活の良さと、日々の中で困ったときは・・・
 - ・希望の家に通っている。
 - ・休みの日にはガイドヘルパーと出かける楽しみがある。
 - ・一人暮らしは自由でよい。
 - ・一人で外出して困ったときに手伝ってもらえることを言える環境であるといい。
- 2 先の生活への不安
 - ・高齢の施設を利用する前の段階で、困ったときに手伝ってくれる人がいるような、障害に関係なく集団で暮らせるシェアハウスでの暮らしが理想。(渋谷であったような・・・)
 - ・65歳になったら今使っているサービスがつかえるのかな。
- 3 こんなのがあったらいいな
 - ・月のサービス利用の時間数が繰り越せたら有効に使えるとおもう。

堀口 節子（本計画作成委員）

(1) 理解促進研修・啓発事業（新設）

障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業です。

★平成25年4月より、新たに市町村の「必須事業」とされた事業です。

【第4期計画における事業実施の方向性】

地域活動支援センター事業，こころの健康支援センター等における取組のほか，障害者を地域で支える体制づくり事業やヘルプカード事業等により障害への理解促進・啓発に積極的に取り組んでいます。今後も同様の取組を継続するとともに，ヘルプカードの普及促進等により社会的障壁の除去を推進します。

【サービス見込み量】

サービス種別	単位	26年度（参考）	27年度	28年度	29年度
理解促進研修 ・啓発事業	有無	-	有	有	有

あんしんネット（障害者を地域で支える体制づくり事業）

（事業概要）知的障害者を地域で支えていく体制づくりを目的としています。地域への障害理解や相談機関の普及啓発，アウトリーチ支援，地域のネットワーク体制の整備，また，緊急相談窓口を設置し，知的障害者，発達障害者の緊急時に必要に応じてショートステイやヘルパー派遣などを行います。また，障害者が外出先などで困った際に，手伝ってほしいことなどを分かりやすく伝えられるツールとして「ヘルプカード」の作成・普及にも取り組んでいます。

精神保健福祉に関する普及啓発

（事業概要）こころの健康支援センターで定期的に精神保健福祉に関する講演会を開催しています。精神疾患の理解を深め，市民のメンタルヘルスの向上に寄与するとともに，精神疾患の再発を予防し，安定した地域生活を送れるよう，話題のテーマを取り入れながら研修や講演会を開催します。

障害者地域活動支援センター事業

（事業概要）障害者への創作的活動や生産活動の機会の提供，地域との交流促進，障害者への相談や助言，支援，関係機関との連絡調整，ボランティア育成支援，障害者に対する理解促進のための普及活動と啓発活動などを行うことで，障害者等が地域において自立して日常生活または社会生活を営むことができるよう支援し，その促進を図ります。

(2) 自発的活動支援事業（新設）

障害者等、障害者等の家族、地域住民等により自発的に行われる障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための活動に対する支援を行う事業です。

★平成25年4月より、新たに市町村の「必須事業」とされた事業です。

【第4期計画における事業実施の方向性】

引き続き地域活動支援センター、こころの健康支援センター等における当事者サロンの運営支援、施設開放などを通じて今後も当事者活動の支援を継続します。

【サービス見込み量】

サービス種別	単位	26年度（参考）	27年度	28年度	29年度
自発的活動支援事業	有無	—	有	有	有

当事者サロンの運営支援

（事業概要）障害のある方やそのご家族の情報交換や仲間づくり、意見交換の場としてサロンを運営しています。また、当事者同士でさまざまな活動を行う自主グループについて、場所の確保やメンバー、ボランティアの募集等の活動支援を行っています。

◆調布市社会福祉協議会のサロン活動

- ・ドルチェサロン
- ・高次脳機能障害者サロン「キラ星☆」
- ・中途視覚障害者サロン「月曜 IPPO アイ」
- ・中途失聴・難聴者サロン「ゆびさきの会」

こころの健康支援センターの施設開放

（事業概要）センターの施設を精神障害者やその家族が自主的に活動できる場所として提供します。

みんなの会

（事業概要）調布市障害者地域自立支援協議会での議論を経て発足した知的障害のある当事者が集まる会です。障害者地域生活・就労支援センター「ちょうふだそう」で活動を行っています。

(3) 相談支援事業

障害福祉サービスの「相談支援」とは異なり、いわゆる一般的な相談や幅広いケアマネジメントを行います。障害者やその家族からの相談に応じ、地域における生活のために必要な情報の提供や、障害福祉サービス利用に関する支援等、必要な支援を行う事業です。

- 障害者相談支援事業
- 基幹相談支援センター^(※)
- 市町村相談支援機能強化事業
- 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

【第3期計画の評価と今後の課題】

計画どおり、ドルチェ、ちょうふだぞう、希望ヶ丘の3事業所で障害者相談支援事業を実施しました。また、平成24年度より障害福祉課に基幹相談支援センターを設置し、3か所の相談支援事業所との連携を強化しつつ、相談支援の充実を図っています。

住宅入居等支援事業は、従前の「居住サポート事業」としての個別支援に係る部分は法による「地域定着支援」サービスにその役割を移行したため事業を廃止し、地域の体制整備等広域的な取組を中心として、障害者相談支援事業の一環として継続して実施しています。

サービス種別	単位	24年度		25年度		26年度	
		計画値	実績 (計画比)	計画値	実績 (計画比)	計画値	実績(推計) (計画比)
障害者相談支援事業	箇所	3	3 (100.0%)	3	3 (100.0%)	3	3 (100.0%)
基幹相談支援センター	有無	有	有	有	有	有	有
地域自立支援協議会	箇所	1	1 (100.0%)	1	1 (100.0%)	1	1 (100.0%)
居住サポート事業	人	3	5 (166.7%)	3	—	3	—

(※) 基幹相談支援センター：地域における相談支援の中核的な役割を担い、総合的な相談業務を行う機関です。平成24年4月の障害者自立支援法の改正により新たに位置づけられ、調布市では同年度より障害福祉課に設置しています(P.57)。

【第4期計画における事業実施の方向性】

引き続き基幹相談支援センター（障害福祉課）と、3か所の相談支援事業所を中心とした相談支援体制を継続し、障害のある方と家族の相談支援に取り組んでいきます。

また、本事業に加えて、市内の精神障害者の相談支援の中核を担うところの健康支援センター及び18歳未満の障害児等の相談支援の窓口である調布市子ども発達センターとの連携を継続し、障害者（児）及びその家族等の相談支援体制の充実を図ります。

【サービス見込み量】

サービス種別	単位	26年度（参考）	27年度	28年度	29年度
障害者相談支援事業	箇所	3	3	3	3
基幹相談支援センター	有無	有	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	有無	—	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	—	有	有	有



コラム

地域に暮らす

娘は、1997年の夏に水難事故に遭い、40分間の心肺停止となりました。
現場近くに居合わせた方々が力を合わせ、にわかレスキュー隊となり、生き返らせて下さいました。手際良くICUに運ばれたものの、すぐに意識を取り戻す事はありませんでした。
九死に一生を得たのですが、その後の回復の歩みは、薄紙をはぐようにしか改善せず、以来17年経ちますが、元には戻りません。元に戻れないことへの悔しさと苛立ちは、とりわけ高次脳機能障害当事者が持つ強い想いです。回復には限度のあるリハビリです。
そこを埋めるのが、福祉機器開発と周囲や社会の障害への理解です。
当事者の中には、自分の声を発信しにくい方もいます。この4期では、そういう方にも暖かい目でサポートして頂ける支援づくりに向け、行政がご理解下さいました。
引き続き、私達高次脳機能障害当事者家族の声を吸い上げてくださいますようお願いいたします。

伊地山 敏（本計画作成委員）

(4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる方で、成年後見制度の利用に要する費用（申立費用，後見等報酬）の支払いが困難な方にその費用を支給する事業です。

【第3期計画の評価と今後の課題】

実績は計画値を下回っていますが、本事業は申立する親族がない障害者の申立費用を助成する事業であり、実際に成年後見制度の利用について支援した障害者数については計画値を上回る実績となっています。

サービス種別	単位	24年度		25年度		26年度	
		計画値	実績 (計画比)	計画値	実績 (計画比)	計画値	実績(推計) (計画比)
成年後見制度 利用支援事業	人	2	1 (50.0%)	4	2 (50.0%)	6	1 (16.7%)

【第4期計画における事業実施の方向性】

成年後見制度の利用が必要な方は今後も増加していくと見込まれ、今後も、広報やホームページなどを活用した制度の周知や制度説明会などを開催して、成年後見制度の利用を必要とする人が確実に制度を利用できるように取り組んでいきます。

【サービス見込み量】

サービス種別	単位	26年度(参考)	27年度	28年度	29年度
成年後見制度 利用支援事業	人	1	2	2	2

(5) 成年後見制度法人後見支援事業（新設）

障害者に係る民法に規定する後見，保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業です。

★平成25年4月より，新たに市町村の「必須事業」とされた事業です。

【第4期計画における事業実施の方向性】

調布市では，近隣4市と共同で設立・運営している一般社団法人多摩南部成年後見センターにおいて，福祉面に配慮した法人による後見事務等を実施して，障害者の権利や利益を擁護しています。

今後も引き続き，多摩南部成年後見センター，成年後見制度の相談窓口を設置している福祉総務課，地域福祉権利擁護事を実施している社会福祉協議会等と連携して，法人後見支援に取り組んでいきます。

【サービス見込み量】

サービス種別	単位	26年度（参考）	27年度	28年度	29年度
成年後見制度 法人後見支援事業	有無	有	有	有	有

多摩南部成年後見センターの運営

（事業概要）第三者または親族による成年後見を受けることが困難な，所得や資産がない方に後見事務を提供するため，調布市，日野市，狛江市，多摩市及び稲城市により，一般社団法人多摩南部成年後見センターを設立し，運営しています。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者などに対し、手話通訳・要約筆記者などの方法により意思疎通支援を行う者の派遣を行う事業です。（第3期計画の「コミュニケーション支援事業」から名称が変更されています。）

- ・手話通訳者・要約筆記者派遣事業
- ・手話通訳者設置事業（新設）

★「手話通訳者設置事業」は、平成25年4月より、新たに市町村の「必須事業」とされた事業です。

【第3期計画の評価と今後の課題】

概ね計画値から大きく乖離することなく実績が推移しています。また、障害福祉課に手話通訳者を配置し、（平成21年度から週5日配置）市役所に来庁する聴覚障害者等の手続きの支援を行っています。臨時職員として配置していた手話通訳者を平成25年4月より非常勤特別職として配置しています。

サービス種別	単位	24年度		25年度		26年度	
		計画値	実績 (計画比)	計画値	実績 (計画比)	計画値	実績(推計) (計画比)
手話通訳者派遣	人	720	659 (91.5%)	720	641 (89.0%)	720	595 (82.6%)
要約筆記者派遣	人	25	38 (152.0%)	25	23 (92.0%)	25	14 (56.0%)

【第4期計画における事業実施の方向性】

手話通訳、要約筆記は聴覚障害、音声機能障害または言語機能障害によりコミュニケーションに支援の必要な方の地域生活及び社会参加のために重要であり、今後も充実を図ります。

一方で、本事業の外にはなりますが、聴覚障害者に限らず、知的障害、精神障害や高次脳機能障害のある方などにも意思疎通においての支援が必要であることも認識し、相談支援等を通じて必要な支援を行っていきます。

【サービス見込み量】

サービス種別	単位	26年度（参考）	27年度	28年度	29年度
手話通訳者派遣	人	595	700	720	720
要約筆記者派遣	人	14	25	30	30
手話通訳者設置	人	—	1	1	1

聴覚障害者等コミュニケーション支援事業

（事業概要）聴覚障害者等の日常生活や団体の会議やセミナー等への出席、開催に対して、手話奉仕員、手話通訳者及び要約筆記者を派遣することにより、聴覚障害者等のコミュニケーション手段の確保を図ります。調布市社会福祉協議会が行う手話通訳者の派遣に補助を行うとともに、より専門的な手話通訳者の派遣及び要約筆記者の派遣を、東京手話通訳等派遣センターに委託して実施しています。

手話通訳者設置事業

（事業概要）障害福祉課の窓口に通5日（月～金）手話通訳者を配置し、市役所に来庁する聴覚障害者等の手続きの支援を行っています。

(7) 日常生活用具給付等事業

障害者等に対し、特殊ベッド、各種信号装置、ストーマ装具、住宅改修などの日常生活用具を給付する事業です。

【第3期計画の評価と今後の課題】

サービスの特性上、各年度で実績のばらつきがありますが、実績が計画値を極端に上回ることなく推移しています。

サービス種別	単位	24年度		25年度		26年度	
		計画値	実績 (計画比)	計画値	実績 (計画比)	計画値	実績(推計) (計画比)
介護・訓練 支援用具	件	15	17 (113.3%)	15	16 (106.7%)	15	13 (86.7%)
自立生活支援用具	件	50	32 (64.0%)	50	35 (70.0%)	50	35 (70.0%)
在宅療養等 支援用具	件	25	29 (116.0%)	25	33 (132.0%)	25	16 (64.0%)
情報・意思疎通 支援用具	件	42	25 (59.5%)	42	26 (61.9%)	42	17 (40.5%)
排泄管理支援用具	件	3,640	3,668 (100.8%)	3,820	3,368 (88.2%)	4,010	3,410 (85.0%)
居宅生活動作補助 用具(住宅改修)	件	15	16 (106.7%)	15	8 (53.3%)	15	8 (53.3%)

【第4期計画における事業実施の方向性】

利用者のニーズに応じて適正に実施します。また、相談支援等において用具等を必要とする利用者への制度の案内、周知を図ります。利用者のニーズに的確に対応できるよう対象用具や対象者の要件について必要に応じて検討します。

【サービス見込み量】

サービス種別	単位	26年度（参考）	27年度	28年度	29年度
介護・訓練 支援用具	件	13	15	15	15
自立生活支援用具	件	35	35	35	35
在宅療養等 支援用具	件	16	30	30	30
情報・意思疎通 支援用具	件	17	30	30	30
排泄管理支援用具	件	3,410	3,500	3,500	3,500
居宅生活動作補助 用具（住宅改修）	件	8	15	15	15

(8) 手話奉仕員養成研修事業（新設）

意思疎通支援を行う者（手話奉仕員）を養成する事業です。

※ 専門性の高い手話通訳者，要約筆記者，盲ろう者向け通訳・介助員の養成は都道府県事業として実施されます。

★平成25年4月より，新たに市町村の「必須事業」とされた事業です。

【第4期計画における事業実施の方向性】

必要な手話奉仕員の確保を図るため，従前より調布市社会福祉協議会が実施する手話通訳者養成事業に補助を行っており，今後も補助を継続します。

【サービス見込み量】

サービス種別	単位	26年度（参考）	27年度	28年度	29年度
手話奉仕員養成研修事業（※）	人	—	70	80	90

※ 入門・基礎クラス修了者数

手話講習会事業

（事業概要）調布市社会福祉協議会が行う手話講習会に市が補助を行います。手話の入門・基礎クラス（各1年），通訳者の養成基本・養成応用クラス（各1年）を設けて，人材養成に努めています。また，中途障害者のための手話講習会を実施し，卒業後は互いに交流できる場のサロンを運営しています。

(9) 移動支援事業

一人では外出できない知的障害者、精神障害者（発達障害者、高次脳機能障害者を含みます。）、全身性障害者、難病患者等について、ガイドヘルパーを派遣し、外出の支援を行う事業です。

【第3期計画の評価と今後の課題】

平成23年10月より、視覚障害者の利用が「同行援護」に移行したため、実績値はいったん減少していますが、重度の知的・精神障害者の外出支援を行う行動援護を提供する事業所が少なく、需要に対応できていないことから、移動支援の2人介護で対応している利用者もあり、知的障害者の利用は依然として増加傾向にあります。

サービス種別	単位	24年度		25年度		26年度	
		計画値	実績 (計画比)	計画値	実績 (計画比)	計画値	実績(推計) (計画比)
移動支援事業	人	143	154 (107.7%)	150	148 (98.7%)	157	157 (100.0%)
	時間	12,950	11,244 (86.8%)	13,600	11,184 (82.2%)	14,210	12,128 (85.3%)

【第4期計画における事業実施の方向性】

平成27年度からの新規事業である福祉人材育成拠点の整備（P.58）により、従事者（ガイドヘルパー）の養成と専門性の向上を推進するとともに、サービス基盤の拡充を図ります。

【サービス見込み量】

サービス種別	単位	26年度(参考)	27年度	28年度	29年度
移動支援事業	人	157	160	165	170
	時間	12,128	12,500	13,000	13,500

(10) 地域活動支援センター

基本事業としての居場所機能，創作活動，生産活動の機会を提供するほか，相談支援事業や社会資源との連携，地域ボランティアの育成助言，障害者に対する理解促進のための普及啓発事業を行います。

【第3期計画の評価と今後の課題】

ドルチェ，ちょうふだぞう，希望ヶ丘の3か所の相談支援事業所で事業を実施しています。相談支援事業の利用者数の増加とともに本事業の利用者数も計画値を上回り，増加傾向にあります。今後もこうした傾向が続くと見込まれます。

サービス種別	単位	24年度		25年度		26年度	
		計画値	実績 (計画比)	計画値	実績 (計画比)	計画値	実績(推計) (計画比)
地域活動支援 センター	箇所	3	3 (100.0%)	3	3 (100.0%)	3	3 (100.0%)
	人	600	658 (109.7%)	600	696 (116.0%)	600	730 (121.7%)

【第4期計画における事業実施の方向性】

今後も障害者相談支援事業と同様に3か所で事業を実施します。相談支援事業との一体的な運営で，より効果的な事業の実施に取り組みます。

【サービス見込み量】

サービス種別	単位	26年度(参考)	27年度	28年度	29年度
地域活動支援 センター	箇所	3	3	3	3
	人	730	765	800	835

2 任意事業

調布市では、以下の4事業を平成18年度より地域生活支援事業の任意事業として障害福祉計画に位置づけ、実施しています。

(1) 訪問入浴サービス事業

自宅において一人で入浴できない、常に介護を要する障害者に入浴車を派遣して室内で入浴サービスを行う事業です。

【第3期計画の評価と今後の課題】

利用者数はおおむね横ばいとなっています。グループホームへの入居や施設入所した利用者が多かったこと、また利用者は体調が不安定な人が少なくないため、体調不良でのキャンセルもあったことから、利用回数は計画値を下回っています。

サービス種別	単位	24年度		25年度		26年度	
		計画値	実績 (計画比)	計画値	実績 (計画比)	計画値	実績(推計) (計画比)
訪問入浴 サービス事業	人	11	10 (90.9%)	13	12 (92.3%)	15	11 (73.3%)
	回	460	406 (88.3%)	570	461 (80.9%)	680	406 (59.7%)

【第4期計画における事業実施の方向性】

サービスの周知を図り、潜在的な利用希望者の掘り起しを図るとともに、今後も利用者に必要なサービスが提供できるよう事業を継続します。

【サービス見込み量】

サービス種別	単位	26年度(参考)	27年度	28年度	29年度
訪問入浴 サービス事業	人	11	11	11	12
	回	406	600	660	720

(2) 日中一時支援事業

障害者を一時的に預かって、見守りや社会的適応するための日常的な訓練などを行う事業です。

【第3期計画の評価と今後の課題】

利用者数は計画値の前後で推移していますが、利用日数は一貫して増加傾向にあります。他の日中活動系サービスや放課後等デイサービスと並んで、障害児・者の日中の活動場所としてニーズは高くなっています。

サービス種別	単位	24年度		25年度		26年度	
		計画値	実績 (計画比)	計画値	実績 (計画比)	計画値	実績(推計) (計画比)
日中一時支援事業	人	100	105 (105.0%)	105	112 (106.7%)	110	105 (95.5%)
	日	—	3,610	—	3,943	—	3,934

【第4期計画における事業実施の方向性】

他の障害福祉サービス等の充実とあわせ、事業所登録要件の再検討も含め柔軟に対応し、ニーズに応じた事業展開を図ります。

【サービス見込み量】

サービス種別	単位	26年度(参考)	27年度	28年度	29年度
日中一時支援事業	人	105	105	110	115
	日	3,934	4,150	4,300	4,400

(3) 更生訓練費支給事業

身体障害者が自立訓練、就労移行支援を利用する場合に、更生訓練に要した費用の一部を支給する事業です。

【第3期計画の評価と今後の課題】

主に対象となっていた施設が全て体系移行したことにより、事業の対象となる障害者がほとんどいないことから、事業実績も低くなっています。

サービス種別	単位	24年度		25年度		26年度	
		計画値	実績 (計画比)	計画値	実績 (計画比)	計画値	実績(推計) (計画比)
更生訓練費	件	5	0 (0.0%)	5	1 (20.0%)	5	2 (40.0%)

【第4期計画における事業実施の方向性】

実績がほとんどないことから、平成26年度末で事業を廃止します。

(4) 施設入所者就職支度金支給事業

入所施設で就労移行支援事業、就労継続支援事業による訓練を終了した障害者が就職や自営業による就労により自立する場合、就職支度金の一部を支給する事業です。

【第3期計画の評価と今後の課題】

第2期障害福祉計画より通じて利用実績がなく、事業の財源となる国の地域生活支援事業費補助金でも対象外となったことから、平成25年度末で事業を廃止しました。

サービス種別	単位	24年度		25年度		26年度	
		計画値	実績 (計画比)	計画値	実績 (計画比)	計画値	実績(推計) (計画比)
施設入所者 就職支度金	件	1	0 (0.0%)	1	0 (0.0%)	1	-

【第4期計画における事業実施の方向性】

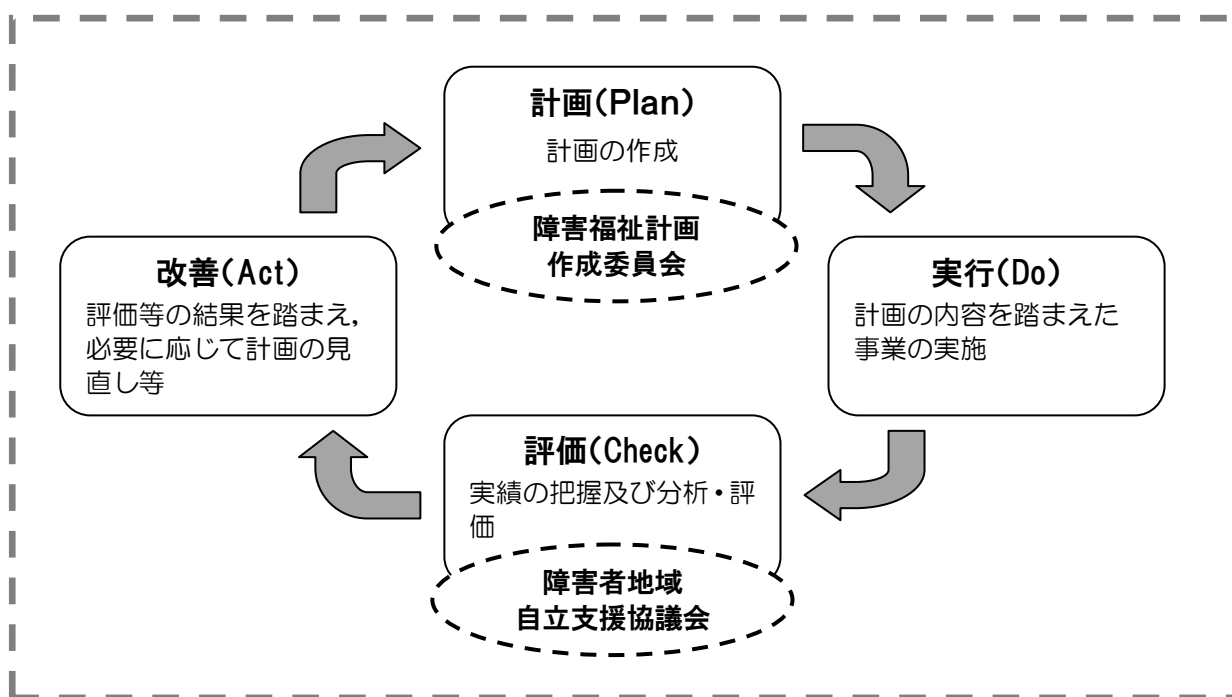
平成25年度末で事業を廃止しており、第4期計画でも事業は実施しません。

第5章 計画の推進

1 計画の進行管理

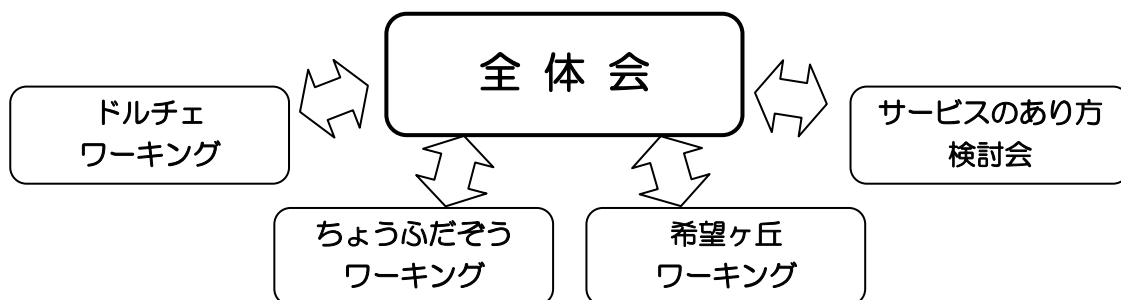
この計画で定めた各年度のサービスの必要見込み量及び目標値に対する達成状況については、毎年、調布市障害者地域自立支援協議会に報告し、点検・評価を行います。

■ 障害福祉計画におけるPDCAサイクルイメージ図



また、計画の根拠となる「障害者総合支援法」は、平成25年4月の施行後3年を目途に見直しを行うとされていることから、その状況にあわせて本計画の期間中に計画の内容等を見直すことも想定されます。

■ 調布市障害者地域自立支援協議会の構成



2 計画の推進体制（重点事業）

これまでに述べた障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービスのほか、現行「調布市障害者総合計画」を策定した平成24年3月以降の障害者福祉制度改革にも対応し、「調布市障害者総合計画」を補うものとして、以下に掲げる事業を第4期計画期間中の調布市における障害者福祉の総合的な推進に係る重点事業とし、一層の施策の推進を図ります。

(1) 相談支援体制の整備

年齢やライフステージの切れ目なく障害者が安心した地域生活をおくれるよう、基幹相談支援センターを中心に、地域における総合的な相談支援体制の強化を図ります。

<調布市内の相談支援機関>



(2) 福祉人材育成拠点の整備

調布市障害者地域自立支援協議会のワーキンググループ（ドルチェワーキング）において「障害者の在宅支援」について検討し、市内の事業所訪問やアンケート調査の実施を経て、福祉人材の確保・育成の課題の整理及び課題解決に向けた議論を行いました。

これらを踏まえ、市民が一人ひとりの特性に応じて福祉サービスを利用し、豊かな地域生活を送れるよう、専門性を備えた良質な福祉人材の確保及び育成を総合的に推進するため、以下の基本方針をもとに、福祉人材育成拠点を平成27年度に整備します。

拠点での人材育成を通じて、福祉サービス等の量的な確保と質の向上を図ります。また、運営にあたっては、障害のある当事者や家族を含めた運営委員会を設置し、市民ニーズに沿った事業展開を図るとともに、事業全体を通じて当事者の参画を推進します。

○ 福祉人材の養成

- ・福祉人材養成による人材の量的確保
- ・専門資格取得ほか多様な人材養成
- ・事業所とのマッチング等、人材とサービスを結びつける取組

○ 専門性の向上

- ・事業所職員に対する専門研修
- ・キャリアアップの仕組み構築

○ 市民参入に向けた普及啓発

- ・福祉・介護サービスの周知、理解促進
- ・潜在的有資格者の掘り起し
- ・高齢有資格者・定年退職者の活用
- ・市民の生きがい創出

○ 事業所間、職員間のネットワーク形成

- ・情報交換・共有できる場の提供
- ・従事者同士が支え合う体制構築

○ 障害者参画による事業推進

- ・運営への参画
- ・養成研修講師としての参画
- ・障害当事者対象研修の実施

(3) 障害者の就労支援

障害者が一般就労し、安心して働きつづけることができるよう、市内2か所の障害者就労支援センターを中心に、身近な地域において就労面及び生活面の支援を一体的に提供し、障害者の就労の促進を図ります。

<調布市内の障害者就労支援センター>

障害者地域生活・就労支援センター
ちょうふだぞう
(主に身体障害, 知的障害)

こころの健康支援センター
就労支援室ライズ
(主に精神障害, 発達障害)

また、就労移行支援事業所との定期的な連絡会の実施等の連携によるネットワーク強化や、企業向けセミナーの実施など、企業への働きかけによる職場開拓にも努めます。

一方で、就労支援は就職した時点で完結するものではなく、安定した就労を継続していくための支援も重要です。本人の支援だけでなく、職場を訪問し、企業へ本人の障害特性の理解や支援方法の助言を行うなど、職場でのトラブル等を未然に防止または早期に解決するための「職場定着支援」も推進していきます。

障害者就労支援センターの利用者数は年々増加しており、「職場定着支援」を行っている利用者も増えています。今後も必要な支援を継続していけるよう、必要な人員の確保等、障害者就労支援センターの支援体制の充実を図っていきます。

(4) 入所施設等から地域生活への移行

地域生活への移行を希望する施設入所者や精神病院の長期入院患者に対し、移行を円滑に支援するため、グループホーム等とのマッチングや移行後のアフターケアの仕組みづくりを促進します。

調布市障害者地域自立支援協議会では、障害者の地域生活への移行について、「ちょうふだそうワーキング」では入所施設で生活する知的障害者の地域移行、「希望ヶ丘ワーキング」では精神科病院に長期入院している精神障害者の退院促進・地域移行をテーマに議論を進めてきました。

グループホームの整備による地域における居住の場の確保とともに、障害のある人が暮らしやすい地域づくりを進めるために、法に基づく障害福祉サービスなど、福祉分野の社会資源だけでなく、生活の幅を広げる余暇活動の充実のため、図書館、公民館や地域のサークル活動など、地域の資源（ソーシャルリソース）について、障害者がより多様な活動に参加できるための検討を行っていきます。

(5) 工賃向上への取り組み

平成25年4月に「障害者優先調達推進法」（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）が施行され、地方公共団体では、障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めることとなりました。

調布市では、平成25年10月より、同法に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成^(※)し、特に市内の障害者就労施設を優先して全庁的に物品などを調達しています。平成25年度には、全庁で合計141件、約1億4,600万円の調達実績がありました。

また、市内の作業所等が共同して製品販路、受注先開拓、製品受注及び製品開発等に取り組むネットワーク（作業所等経営ネットワーク）の構築やその活動に対して補助を行い、就労意欲と工賃水準の向上の支援を行っています。

今後も障害者就労施設等の受注の機会の増大を図り、作業所等で働く障害者の就労意欲と工賃水準の向上を通じて、地域で自立した生活を実現するために、これらの取り組みを一層推進していきます。

(※) 調達方針は年度ごとに作成します。平成26年度も同様に調達方針を作成しています。

(6) 障害者虐待の防止

平成24年10月に障害者虐待防止法（障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律）が施行されました。調布市では，障害者虐待の未然防止や早期発見，迅速な対応，その後の適切な支援を行う「障害者虐待防止センター」を障害福祉課内に設置しています。

障害者虐待防止センターにて，障害者虐待に関する知識・理解の普及啓発，虐待防止ネットワークの構築など障害者虐待防止の体制整備の強化を図るとともに，障害福祉サービス等を提供する事業所に対して，虐待の防止を含めた適切な支援の質の確保のため，助言，指導等を行っていきます。

あわせて，障害者虐待防止センターと障害者相談支援事業所等が連携し，養護者支援の充実による虐待の防止に取り組みます。

(7) 障害理解の促進

平成25年6月に「障害者差別解消法」（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が国会で成立し，平成28年4月1日に施行されます。「第4期調布市障害福祉計画」は，この法律の成立後初めての調布市の障害者福祉に関する計画となります。

調布市では，障害者に対する理解の促進と法の普及に向けて，職員の意識改革に取り組むほか，関係機関との連携を図るとともに，市民に対する啓発活動を行っていきます。



コラム

この調布で生きる

第4期調布市障害者福祉計画策定に今回も参加させて戴いて，嬉しく思います。参加委員の実生活に基づいた発言に，私も改めて学べさせて戴いた委員会でした。また，パブリックコメント1つ1つ丁寧に答えるなど，誠実な対応の市に敬意を表します。今回の計画は，日本が障害者権利条約を批准して初めての調布市の障害者関係の計画です。障害者が，この調布で，同年代の市民と同じ権利を持って暮らしているか，障害者権利条約は，その規範を示したものです。そうした意味からは，課題も残りました。いわゆる「65歳問題」介護保険と障害者福祉制度の関係は数値には表れませんが，高齢化社会が進むにあたり大きな課題です。グループホームも数だけの問題でなく，いろいろな形態が用意されるべきです。自分にあった住まいを選ぶことが出来る，障害者権利条約に照らせば，当然の事です。しかし，調布では，数が足りないのが現状です。その他，残された課題は沢山あります。3年後，障害者計画改定とともに見直される時は，数値だけでなく，より障害者の実生活を反映した計画を期待します。障害者権利条約を批准した日本で，調布で，生活する障害者ひとりひとりが，権利の主体者として生きる実践を積み上げて。

市橋 博（本計画作成委員）

「障害者差別解消法」－「共生社会」の実現へ向けて－

この法律は、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としています。

この法律において、「差別」とは大きく分けて次の2つを意味します。

① 不当な差別的取扱い

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為を言います。

② 「合理的配慮」を提供しないこと





障害のある人がそれぞれの場面で必要とする場合に、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くためにその人の障害に応じた適当な変更や調整、サービス提供などの配慮（必要で合理的な配慮）を行うことが求められます。

例）段差解消のためのスロープ等の設置

障害特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）での対応
知的障害者向けにルビをふった書類の作成

- どのような配慮が「合理的配慮」にあたるかは、個別のケースで異なります
- 負担が大きくなりすぎる場合には、できる範囲で他の方法ややり方を考えます。

これらの差別が、行政や民間事業者で禁止されます。

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・ 地方公共団体等	 禁止 不当な差別的取扱いが 禁止されます。	 法的 義務 障害者に対し、合理的 配慮を行わなければなり ません。
民間事業者 ^(※) <small>※民間事業者には、個人事 業者、NPO等の非営利事 業者も含まれます。</small>	 禁止 不当な差別的取扱いが 禁止されます。	 努力 義務 障害者に対し、合理的 配慮を行うよう努めなけれ ばなりません。

○ 「障害者の権利に関する条約」の批准

平成18年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」について、日本国内では、同条約の締結に先立ち、国内法制度改革を進めていくこととされました。その後、障害者基本法の改正（平成23年8月）、障害者総合支援法の成立（平成24年6月）、障害者虐待防止法の成立（平成24年8月）などを経て、この障害者差別解消法の成立をもって、締結のためのひとつおりの国内法の整備がなされたことから、日本でも平成26年1月に条約が批准されました。日本は140番目の締約国となります。

あとかき ー第4期障害福祉計画の策定を振り返ってー

この度策定された第4期障害福祉計画は、現行の第3期計画を踏まえながらも、国連障害者権利条約の批准、障害者総合支援法施行後初となる計画として、今後の障害福祉の方向性を見定める上でも重要性を帯びています。

その重要な計画策定の使命を担う第4期調布市障害福祉計画作成委員会には20名の委員が参加し、それぞれの立場からの意見表出、そして、その立場を超えた共通理解を進めながら、熱心な議論を展開してきました。

4回にわたる策定委員会の成果は、多様な障害の分野に視野を広げることができた、策定委員会での意見が計画策定に反映している実感を持たせた等の、委員の皆さんの振り返りの中での発言に集約されています。まさに、それぞれの立場を超えて、単に数値目標の吟味だけに留まらない議論のプロセスの共有化につながったと言えます。

一方、障害福祉計画における文言案や数値目標案に関する確認作業ではなく、計画策定の基礎となる現状認識や今後の施策の方向について、より時間をかけた議論も必要との指摘もなされました。とかく、財政状況が初めにありきの計画策定ではなく、障害があることに起因して発生する実際の福祉課題を意識化し、課題解決に向けた取組みを計画に反映させていくことはとても重要であり、その積み重ねがあって初めて、まさに血が通った計画が実現するものと思います。そのため、計画が策定されたと同時に、その進捗を見守り、計画を超えたニーズが発生した時には、必要な対応について検討、提言していくことも、関係者に課せられた責務であると考えます。

その際には、策定委員会やパブリック・コメント等の機会になかなかアクセスできない方々がいるかもしれないことについて思いを馳せ、実際の計画の遂行と、その進捗管理を通して、こうした隠れてしまいがちな課題を常に汲み取っていくことも求められます。今回策定された第4期の障害福祉計画や具体的な成果目標を今後の調布市における障害福祉推進の道標としながら、障害者権利条約の趣旨でもある、障害を理由として誰も排除しない、排除されない共生社会の創造を力強く進めていくことを期待しています。障害福祉計画が、福祉サービスの受け手としての障害のある人のための計画に留まることなく、共生社会を目指す調布市の市民一人ひとりの皆さん自身の計画となることを願ってやみません。

朝日雅也（第4期調布市障害福祉計画作成委員会会長）

<資料>

資料1	障害福祉関連基本データ	65
資料2	計画の検討体制及び経過	68
資料3	市内障害者施設一覧	74

資料1 障害福祉関連基本データ

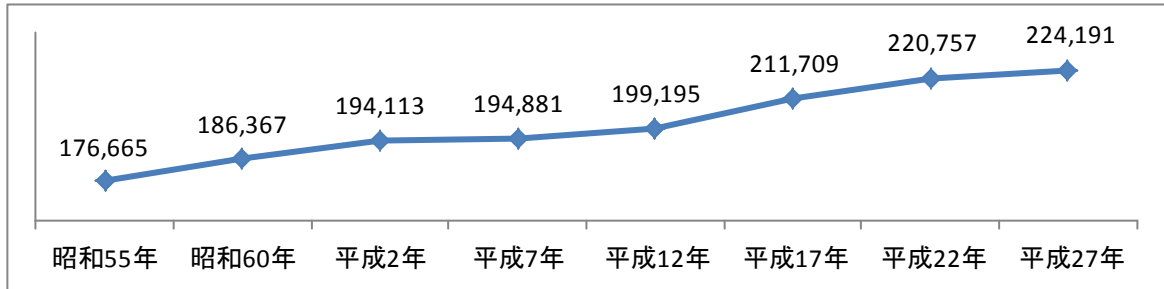
(1) 人口推移

調布市の人口は増加傾向にあり、平成27年1月1日現在、224,191人です。

調布市の人口推移（住民基本台帳・平成22年までは外国人登録者を含む）。

（各年1月1日現在）

（単位：人）



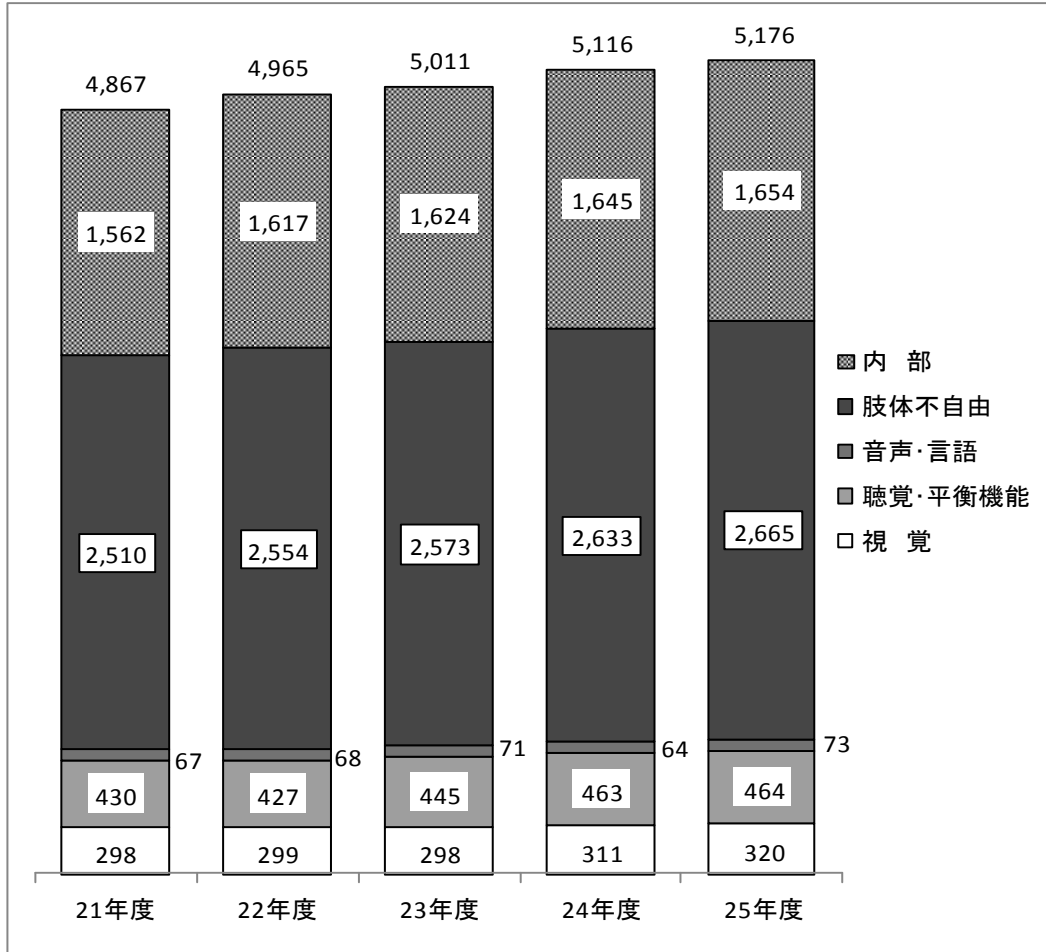
(2) 「身体障害者手帳」所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は毎年増加傾向にあります。平成25年度は5,176人となっています。障害種別は「肢体不自由」が最も多く、次に「内部障害」が続きます。

「身体障害者手帳」所持者数の推移

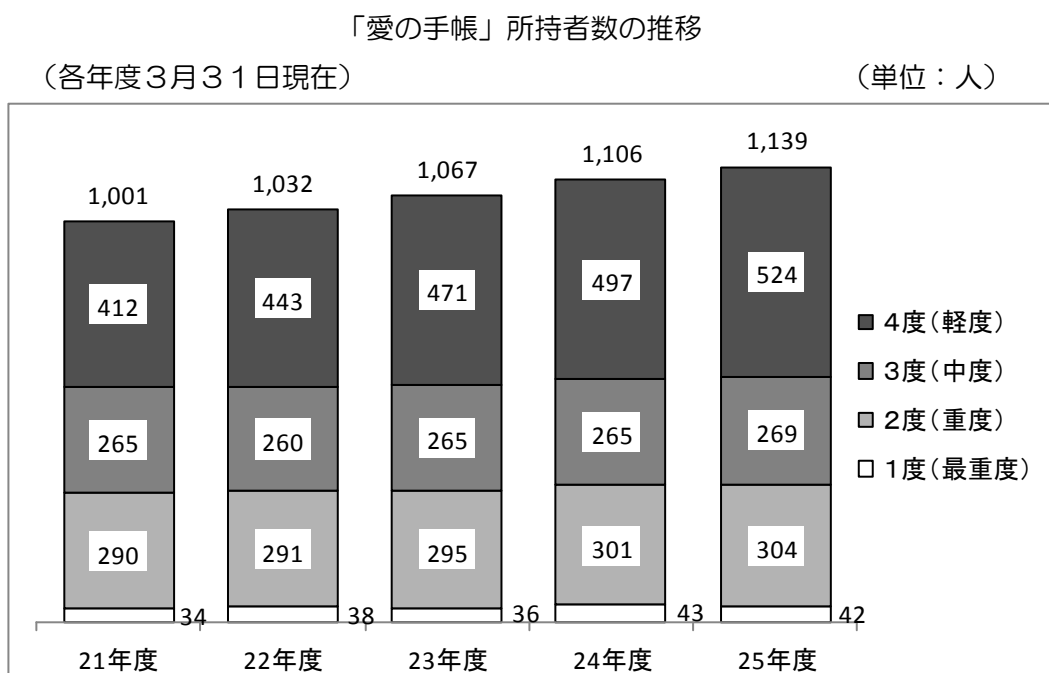
（各年度3月31日現在）

（単位：人）



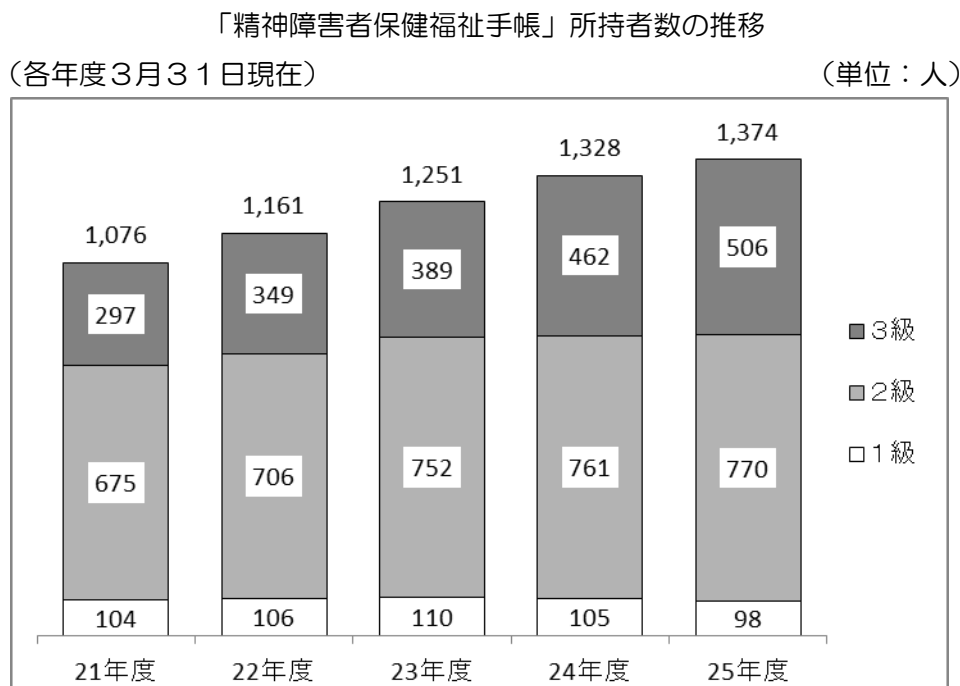
(3)「愛の手帳」所持者数の推移

愛の手帳所持者数は毎年増加傾向にあり、平成25年度は1,139人となっています。程度別では「4度(軽度)」が最も多くなっています。



(4)「精神障害者保健福祉手帳」所持者数の推移

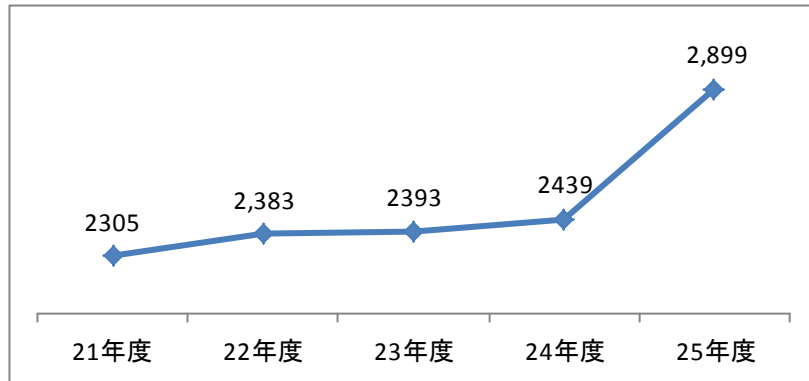
精神障害者保健福祉手帳所持者数は毎年増加傾向にあり、平成25年度は1,374人となっています。等級別では「2級」が最も多くなっています。



(参考) 自立支援医療(精神通院)受給者数

(各年度3月31日現在)

(単位:人)

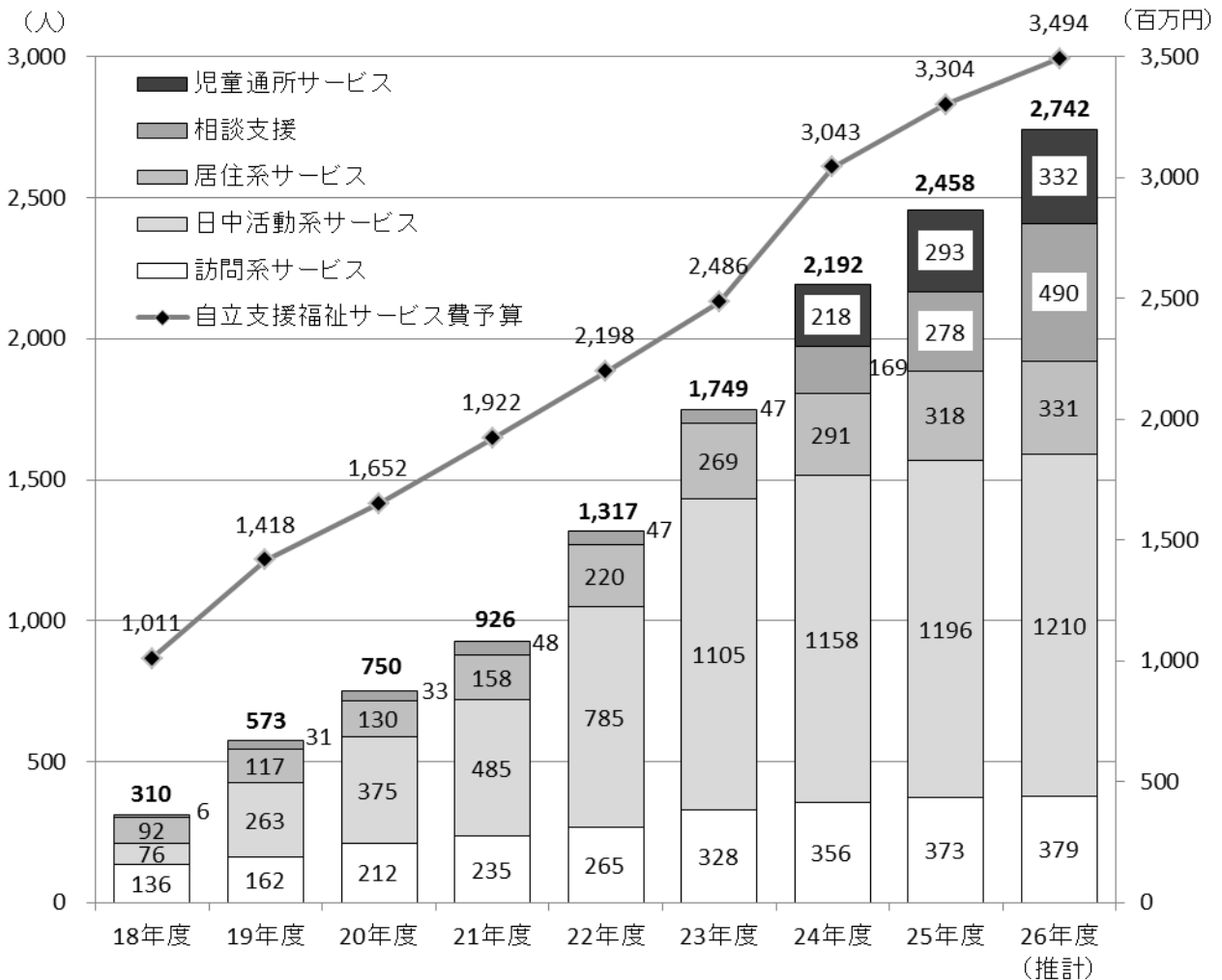


※ 平成24年度までは3月末日の認定者数を計上していましたが、平成25年度からは実態に合わせ更新手続き中の受給者数を含めて計上しています。

(5) 障害福祉サービス等利用者数(延べ人数)・関係予算額の推移

サービス利用者数の増加に伴い、関係予算も一貫して増加傾向にあります。

※ 金額は平成25年度までは決算額、平成26年度は補正後の予算額です。



資料2 計画の検討体制及び経過

(1) 第4期調布市障害福祉計画作成事業実施要領

平成26年2月25日

第1 目的

この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定による市町村障害福祉計画として、本市における障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画のうち、第4期（平成27年度から平成29年度）の計画作成に必要な事務の取扱いについて定めるものとする。

第2 計画作成支援業務の委託

市長は、第4期調布市障害福祉計画作成事業（以下「事業」という。）に係る計画作成支援業務を民間の調査研究機関に委託するものとする。

第3 事業内容

事業の内容は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 第4期調布市障害福祉計画作成委員会（以下「委員会」という。）の運営に関すること。
- (2) 当事者意見等の収集・分析に関すること。第4期調布市障害福祉計画に係る前期の実績や要望等を把握するため、調布市における報告書、統計資料等や関係機関・団体の意見等、必要な情報収集・分析を行う。
- (3) 第4期調布市障害福祉計画書の作成に関すること。委員会の検討結果を反映した第4期調布市障害福祉計画を作成する。

第4 委員会

1 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が推薦する者20人以内をもって組織する。

- (1) 当事者 2人
- (2) 市民代表（公募） 2人以内
- (3) 障害者団体代表 5人以内
- (4) 医療・福祉・教育の各事業に経験を有する者 8人以内
- (5) 医療・福祉・教育に関する学識経験者 3人以内

2 委員会に会長及び副会長を置く。

3 会長及び副会長は、委員が互選する。

4 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 委員会は、会長が招集する。

第5 事業実施期間

本事業の実施期間は、施行の日から平成27年3月31日までとする。

第6 雑則

この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、事業実施期間終了をもって廃止する。

(2) 第4期調布市障害福祉計画作成委員会 委員名簿

◎会長 ○副会長

(敬称略・順不同)

氏名	所属・肩書等	分野
◎ 朝日 雅也	埼玉県立大学 保健医療福祉学部 社会福祉子ども学科 教授	学識経験者
○ 小川 恵	淑徳大学 総合福祉学部 教育福祉学科 教授	
川村 岳人	健康科学大学 健康科学部 福祉心理学科 准教授	
西田 伸一	公益社団法人調布市医師会 副会長 (医療社団法人梶社会西田医院 院長)	保健・医療・福祉の各事業に経験を有する者
田中 茂和	調布市民生児童委員協議会 副会長	
渡辺 哲男	社会福祉法人調布市社会福祉事業団 調布市知的障害者援護施設すまいる 主任	
名古屋 一	調布市福祉作業所等連絡会 (社会福祉法人新の会 理事 はあと・ふる・えりあ 施設長)	
稲葉 みづほ	株式会社シエンス 代表取締役	
亀田 良一郎	社会福祉法人調布を耕す会 しごと場大好き 施設長	
谷 生子	社会福祉法人調布市社会福祉協議会 調布市障害者地域活動支援センター ドルチェ	
菅谷 為太郎	調布市身体障害者福祉協会 会長	障害者団体
井村 茂樹	調布市聴覚障害者協会 監事	
愛沢 法子	調布市視覚障害者福祉協会 会長	
野村 義子	調布精神障害者家族会かささぎ会	
進藤 美左	特定非営利活動法人調布心身障害児・者親の会 会長	
伊地山 敏	調布市高次脳機能障害者支援機関連絡会 (杜のハーモニー♪ 代表)	
堀口 節子	当事者	当事者
青木 淳	当事者	
浅利 紀子	市民公募委員	市民代表 (公募)
市橋 博	市民公募委員	

(3) 第4期調布市障害福祉計画作成委員会 事務局名簿

氏名	所属
田中 けい子	調布市 福祉健康部 副参事 兼 障害福祉課長
小野 敏希	調布市 福祉健康部 障害福祉課 課長補佐
石川 士朗	調布市 福祉健康部 障害福祉課 自立支援係 係長
小島 秀人	調布市 福祉健康部 障害福祉課 自立支援係 主任
柳澤 拓也	調布市 福祉健康部 障害福祉課 自立支援係 主事
白坂 奈往	調布市 福祉健康部 障害福祉課 自立支援係 主事
水谷 由紀	調布市 福祉健康部 障害福祉課 相談係 係長
溝井 基樹	調布市 福祉健康部 障害福祉課 相談係 主事
稲山 由美子	株式会社FVP 取締役
三瓶 今生季	株式会社FVP 障がい者雇用・就労支援事業部
濱田 美和	株式会社FVP 障がい者雇用・就労支援事業部

(4) 第4期調布市障害福祉計画作成委員会 検討の経過

開催日時	内容
(第1回委員会) 平成26年8月1日(金) 午後6時30分から 午後8時30分まで	<ul style="list-style-type: none"> 委員委嘱 会長・副会長の選出 第4期調布市障害福祉計画について 障害福祉サービス等の提供実績について 平成25年度調布市民福祉ニーズ調査結果について 計画作成の基本的方向性について
(第2回委員会) 平成26年10月3日(金) 午後6時30分から 午後8時30分まで	<ul style="list-style-type: none"> 計画の理念・基本的考え方について 障害福祉サービス等の見込み量・目標値について 地域生活支援事業の見込み量について
(第3回委員会) 平成26年11月14日(金) 午後6時30分から 午後8時30分まで	<ul style="list-style-type: none"> 調布市障害者地域自立支援協議会からの意見具申について 地域生活支援事業の見込み量について パブリック・コメントの実施について 第4期調布市障害福祉計画(案)について
(第4回委員会) 平成27年2月20日(金) 午後6時30分から 午後8時30分まで	<ul style="list-style-type: none"> パブリック・コメントの実施結果について 第4期調布市障害福祉計画(案)について

(5) パブリック・コメント実施概要

○ 意見募集期間

平成26年12月20日(土)から平成27年1月19日(月)まで

○ 実施場所

障害福祉課, 子ども発達センター, 公文書資料室, 神代出張所, 文化会館たづくりみんなの広場, 市民活動支援センター, 各図書館, 各公民館, 各地域福祉センター, 教育会館, 障害者相談支援事業所(ドルチェ, ちょうふだそう, 希望ヶ丘), 調布市こころの健康支援センター, 調布市希望の家, 調布市知的障害者援護施設なごみ

○ 意見提出件数

67件(15人)

(提出された意見の内容と意見に対する市の考え方は, 調布市ホームページで公表しています。)

(6)「平成25年度調布市民福祉ニーズ調査」実施概要

○ 調査の目的

アンケート調査により、調布市内に在住する市民、高齢者、障害のある人の生活実態を把握するとともに、調布市民の地域の福祉に対する意識や意見を把握する。また、高齢者や障害者、介護等を支える家族や福祉の担い手に、日ごろの支援の状況などについてグループインタビュー調査を行い、計画策定に向けての検討資料とする。

さらに、地域福祉コーディネーターを配置した2地区において、住民懇談会を開催し、地域の困りごとや福祉のニーズ、住民の地域活動への参加意向等を把握し、課題を整理する。

○ アンケート調査の概要

調査方法：郵送配布一郵送回収（督促礼状1回送付）

調査時期：市民一般調査、高齢者調査：平成25年10月21日（月）～11月8日（金）
障害者調査（18歳以上）及び（18歳未満）

：平成25年10月24日（木）～11月11日（月）

【調査の一覧】

調査名	調査対象者		回収率	
	調査対象範囲	調査人数	有効回収数	有効回収率
① 調布市民の福祉意識と地域生活に関する調査	18歳以上64歳以下の市民	2,000人	836	41.8%
② 高齢者の生きがいと地域生活に関する調査	65歳以上の市民	2,000人	1,459	73.0%
③ 障害のある方の地域生活に関する調査（18歳以上）	身体障害者手帳所持者	900人	617	68.6%
	愛の手帳所持者	250人	156	62.4%
	精神障害者保健福祉手帳所持者	300人	166	53.3%
④ 障害のある方の地域生活に関する調査（18歳未満）	上記手帳所持者（18歳未満）	150人	91	60.7%
合計		5,600人	3,325	59.4%

○ グループインタビューの概要

調査対象：家族介護者（4人）、町内会、民生委員・児童委員（5人）、

福祉関係のボランティア（5人）、福祉専門職（5人）の4グループ

調査項目：日ごろの活動で困っていること、福祉サービスや支援の谷間にある人、複合的な問題を抱えている人の現状と課題、地域包括ケアシステムをすすめる上で望むこと、地域福祉コーディネーターに期待する役割

調査時期：平成25年10月25日（金）、11月28日（木）

○ 住民懇談会の概要

実施時期：平成25年9月25日（水），9月26日（木），平成26年2月2日（日）

実施地域：地域福祉コーディネーターを配置している第5地域（深大寺北町1～7丁目，深大寺東町5～8丁目），第7地域（国領町3～8丁目，染地2・3丁目）

参加対象者：地域福祉に関心のある調布市民すべて

参加者数：82人（3会場）

実施方法：6～7人の少人数に分かれた懇談会形式で実施。

意見や話し合いはKJ法（付箋を使った取りまとめ法）によりまとめた。

テーマ：身近な地域のいいところ，住んでいて困ったこと，身近な地域で私たちにできること，私たちができることを実現するためにあったらいい支援

○ 調査結果

平成26年3月に「調布市民福祉ニーズ調査報告書」を作成し，調布市ホームページで公開しています。

資料3 市内障害者施設一覧（平成27年3月1日現在）

※ 標記について

表中の略称標記	内容
(社福)	社会福祉法人
(NPO)	特定非営利活動法人
(一社)	一般社団法人
(有)	有限会社
(株)	株式会社

(1) 日中活動系サービス事業所

○ 生活介護

No	事業所名	設置者	所在地	定員	身	知	精
1	デイセンターまなびや	調布市	西町	27	○		
2	めじろ作業所	(NPO)羽ばたく会	国領町	10	○		
3	希望の家	調布市	富士見町	26		○	
4	希望の家分場	調布市	入間町	12		○	
5	そよかぜ	調布市	西町	30		○	
6	すまいる	調布市	西町	16		○	
7	はあと・ふる・えりあ	(社福)新の会	小島町	20		○	
8	わかば事業所活動支援事業部	(NPO)わかばの会	染地	16		○	
9	しごと場大好き	(社福)調布を耕す会	布田	10		○	
10	下石原ぴいす	(NPO)調布心身障害児・者親の会	下石原	7		○	
11	ポピーの家	(NPO)ひなげしの会	国領町	20		○	
12	希望の家深大寺	(社福)調布市社会福祉協議会	深大寺北町	30		○	
13	結の里	(社福)くすのき会	布田	20			○
施設定員合計				244	37	187	20

○ 自立訓練（生活訓練）

No	事業所名	設置者	所在地	定員	身	知	精
1	シンフォニー	(社福)巢立ち会	小島町	40			○
2	調布ドリーム	(NPO)高次脳機能障害者活動センター調布ドリーム	飛田給	10			○
3	クッキングハウス	(NPO)クッキングハウス会	布田	6			○
4	リフレッシュ工房	(NPO)リフレッシュ工房	小島町	10			○
施設定員合計				66	0	0	66

○ 就労移行支援

No	事業所名	設置者	所在地	定員	身	知	精
1	すまいる分室	調布市	布田	7		○	
2	旭出調布福祉作業所	(社福)大泉旭出学園	小島町	8		○	
3	調布くすの木作業所	(社福)くすのき会	小島町	15			○
4	シェア	(社福)くすのき会	下石原	10			○
5	スマイルパーク CHOFU	(一社)ソウスマイル	東つつじヶ丘	20			○
施設定員合計				60	0	15	45

○ 就労継続支援B型

No	事業所名	設置者	所在地	定員	身	知	精
1	めじろ作業所	(NPO)羽ばたく会	国領町	25	○		
2	リサイクルショップ不思議屋	(NPO)エクセルシア	下石原	20	○		
3	すまいる	調布市	西町	16		○	
4	はあと・ふる・えりあ	(社福)新の会	小島町	20		○	
5	わかば第一事業所	(NPO)わかばの会	深大寺北町	35		○	
6	わかば事業所就労継続支援事業部	(NPO)わかばの会	国領町	20		○	
7	しごと場大好き	(社福)調布を耕す会	布田	20		○	
8	カフェ大好き	(社福)調布を耕す会	多摩川			○	
9	旭出調布福祉作業所	(社福)大泉旭出学園	小島町	52		○	
10	ぴいす	(NPO)調布心身障害児・者親の会	深大寺元町	20		○	
11	第2ポピーの家	(NPO)ひなげしの会	八雲台	12		○	
12	爽々苑	(NPO)爽々苑	上石原	10		○	
13	爽々苑やわらぎの家	(NPO)爽々苑	上石原	10		○	
14	調布くすの木作業所	(社福)くすのき会	小島町	35			○
15	シェア	(社福)くすのき会	下石原	30			○
16	こひつじ舎	(社福)巢立ち会	上石原	50			○
17	調布ドリーム	(NPO)高次脳機能障害者活動センター調布ドリーム	飛田給	10			○
18	クッキングハウス	(NPO)クッキングハウス会	布田	29			○
19	リフレッシュ工房	(NPO)リフレッシュ工房	小島町	10			○
20	創造印刷	(社福)新樹会	菊野台	20			○
21	だいち調布事業所	(NPO)大地	東つつじヶ丘	20			○
施設定員合計				464	45	215	204

(2) 居住系サービス事業所

○ 共同生活援助（グループホーム）

No	事業所名	設置者	所在地	定員	身	知	精
1	みつばち	(社福)調布市社会福祉事業団	布田	4	○	○	
2	すてっぷ	調布市	国領町	5		○	
3	じょい	調布市	富士見町	4		○	
4	ぼくたちの家	(社福)滝乃川学園	入間町	4		○	
5	フレンズ	(社福)調布市社会福祉事業団	国領町	4		○	
6	じゃんぷ	(社福)調布市社会福祉事業団	布田	6		○	
7	富士見町じゃんぷ	(社福)調布市社会福祉事業団	富士見町	6		○	
8	下石原じゃんぷ	(社福)調布市社会福祉事業団	下石原	8		○	
9	DAISUKI	(社福)調布を耕す会	布田	4		○	
10	にじの森	(社福)にじの会	深大寺東町	12		○	
11	あおば	(NPO)わかばの会	国領町	5		○	
12	調布寮	(有)環七	上石原	4		○	
13	巣立ちホーム調布	(社福)巣立ち会	-	5			○
14	巣立ちホーム調布第2	(社福)巣立ち会	-	6			○
15	巣立ちホーム調布第3	(社福)巣立ち会	-	6			○
16	巣立ちホーム調布第4	(社福)巣立ち会	-	15			○
17	巣立ちホーム調布第5	(社福)巣立ち会	-	7			○
18	巣立ちホーム調布第6	(社福)巣立ち会	-	6			○
19	くすのきりん	(社福)くすのき会	-	7			○
20	くすのきりんⅡ	(社福)くすのき会	-	6			○
21	ラポール仙川	(NPO)SU総合企画	-	7			○
22	粹交舎	(社福)新樹会	-	14			○
施設定員合計				145	4	66	79

○ 施設入所支援

No	事業所名	設置者	所在地	定員	身	知	精
1	なごみ	調布市	西町	60		○	
2	調布福祉園	(社福)大泉旭出学園	西町	80		○	
施設定員合計				140	0	140	0

(3) 相談支援事業所（計画相談支援・障害児相談支援）

No	事業所名	設置者	所在地	身	知	精	児
1	銀河ケアサービス	(NPO) 銀河福祉会	小島町	○	○		○
2	希望ヶ丘	(社福) 新樹会	菊野台			○	
3	調布ねっと	(社福) くすのき会	小島町	○	○	○	
4	ドルチェ	(社福) 調布市社会福祉協議会	小島町	○	○	○	○
5	ちょうふだぞう	(社福) 調布市社会福祉事業団	布田		○		
6	障害福祉課	調布市	小島町	○	○	○	○
7	子ども発達センター	調布市	西町				○
8	C I L ちょうふ	(NPO) 全国重度障害者相談支援協会	飛田給	○	○	○	○
9	ちあふる清野	清野保健医療福祉(株)	布田	○	○	○	○
10	こころの健康支援センター	(社福) 調布市社会福祉協議会	布田			○	
11	プラントシード	(社福) 新の会	小島町		○		

(4) 児童通所サービス事業所

○ 児童発達支援

No	事業所名	設置者	所在地	定員
1	子ども発達センター	調布市	西町	40

○ 放課後等デイサービス

No	事業所名	設置者	所在地	定員
1	ぴっころ	調布市	小島町	10
2	ゆうゆうくらぶ	(NPO) ゆうゆうくらぶ	柴崎	10
3	ポコポコ・ホッピング神代団地	(NPO) ポコポコ・ホッピング	西つつじヶ丘	10
4	ポコポコ・ホッピング富士見町	(NPO) ポコポコ・ホッピング	富士見町	10
5	にこにこ・キッズルーム	(NPO) にこにこの会	下石原	10
6	ふみ月の会	(NPO) ふみ月の会	染地	10
7	クレヨン・キッズ	(NPO) なないろの会	布田	10
8	れいんぼー	(NPO) なないろの会	富士見町	10
9	アーリーバード	(一社) 生活支援ネットアーリーバード	多摩川	10
10	ちょうふの風	(NPO) ちょうふの風	国領町	10
11	ドリームボックス下石原	(株) ファミリーホーム	下石原	10
12	放課後等デイサービスわかば	(株) ペイフオワード	若葉町	10
施設定員合計				120

登 録 番 号

(刊行物番号)

2014-242

第4期調布市障害福祉計画（平成27年度～平成29年度）

平成27年3月発行

発 行 調布市 福祉健康部 障害福祉課

〒182-8511 東京都調布市小島町 2-35-1

TEL 042-481-7135 FAX 042-481-4288

編 集 株式会社FVP

〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-3-8 ステージ内神田 6階

TEL 03-5577-6913 FAX 03-5577-6914
